

令和6年第4回川西町 議会定例会会議録

令和6年12月4日 水曜日 午前9時30分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊 藤 進

出席議員（13名）

1番 船 山 千 鶴 君	2番 鈴 木 孝 之 君
3番 寒河江 寿 樹 君	4番 遠 藤 明 子 君
5番 渡 部 秀 一 君	6番 寒河江 司 君
7番 吉 村 徹 君	8番 鈴 木 幸 廣 君
9番 神 村 建 二 君	10番 橋 本 欣 一 君
11番 高 橋 輝 行 君	12番 伊 藤 進 君
13番 井 上 晃 一 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 茂 木 晶 君	副 町 長 島 貫 啓 一 君
教 育 長 小 林 英 喜 君	総 務 課 長 有 坂 強 志 君
安全安心課長 前 山 律 雄 君	財 政 課 長 坂 野 成 昭 君
まちづくり 課 長 大 友 勝 治 君	政策推進課長 色 摩 良 一 君
会計管理者・ 税務会計課長 鈴 木 玄 君	住 民 課 長 中 山 宗 隆 君
福祉介護課長 梶 山 由 美 君	健康子育て 課 長 近 祐 子 君
産業振興課長 内 谷 新 悟 君	農地林務課長 ・農業委員会 事 務 局 長 佐 藤 賢 一 君
地域整備課長 大河原 孝 如 君	教育文化課長 安 部 博 之 君
監 査 委 員 嶋 貫 榮 次 君	財 政 主 幹 石 田 英 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優 徳

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 任 高 橋 知 希

議 事 日 程 (第 2 号)

令和6年12月4日 水曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 吉 村 徹 君
2. 舩 山 千 鶴 君
3. 橋 本 欣 一 君
4. 遠 藤 明 子 君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めています。

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の吉村 徹君は質問席にお着きください。

第1順位、吉村 徹君。

○7番 7番、吉村です。

○議長 第1順位、吉村 徹君。

(7番 吉村 徹君 登壇)

○7番 改めまして、おはようございます。本日、トップバッターで質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長に通告のとおり質問いたします。

初めに、新聞で報道されておりましたが、学校農業クラブ意見発表会において、置賜農業高校3年生の平光沙織理さんが、全国最高賞の文部科学大臣賞に輝いたとありましたが、心からお祝いするとともに、置賜農業高校のさらなるご活躍をご祈念するところであります。

今議会では、教育関係について質問させていただきます。

小・中学生の不登校数が初めて30万人を超え、34万人となっていることが、文科省による2023年度「問題行動・不登校調査」によって明らかになったと報じられていました。

その中で、不登校が長期化し、低年齢化が進む深刻な状況となっているとのことであります。不登校については、低年齢化が目立ち、小学1年生が2年前から倍増するなど、学年が低くなるほど、増加率が高い傾向があると言われておりましたが、本町における不登校やいじめについてはどのような状況となっているか。また、不登校、いじめについての対策についてはどのように取り組まれているか、お伺いいたします。

先月、11月12日から14日かけて、総務文教常任委員会は行政視察研修を行ってきました。

愛知大学豊橋キャンパスにお伺いし、愛知大学奨学金制度の取組についての研修と意見交換を行い、キャンパス内の施設について説明を受けてきたところであります。

その中で、本町の川西町愛知大学本間喜一奨学金を受けて、2019年に1人目が対象となって以降、これまで5名の奨学生が就学されており、卒業生3名、在校生2名となっており、卒業生については、本役場等に就職されている状況となっている。

また、愛知大学の様々な奨学金制度の中で、本町の奨学金制度については、金額や募集要項について、奨学生にとって有利な奨学金制度となっていることについて説明を受けたところであります。

川西町愛知大学本間喜一奨学金については、愛知大学卒業生、本間喜一顕彰会名誉会長、越智 専氏からの寄附金を活用しながら取り組まれている。

本町への本間喜一顕彰基金の寄附に当たり、越智氏が出版されている「日々是新（ひびこれあらたなり）愛知大学本間イズム実践編」の後書きの文中の中で、「本間先生の生誕地、山形県川西町から愛知大学へ学生に入学してもらいたいとの思いから、町の協力も得て、本間喜一顕彰会奨学金制度を創設させていただいた」と書かれております。

その思いについては、本町からの愛知大学への進学と、学んだことを、町発展の役に立つ人材の育成をとの思いが感じられるところであります。

そのような思いを受けて、置賜農業高校の生徒や、ほかの高校に通学する本町出身の奨学金制度を活用しての愛知大学への進学に向けた取組については、どのようにお考えかお伺いいたします。

また、愛知大学との連携・協力に関する協定書で言われている「相互の立場を尊重しつつ対等・平等の理念のもとに交流と連携の強化に努め、多様な分野で協力していくための協定を締結する」と書かれておりますが、協定書に基づく交流と連携については、どのように取り組まれているかについてお伺いいたします。

最後になりますが、今年3月で創立120年の歴史が幕を閉じ、閉校となりました玉庭小学

校の今後の在り方や利活用などについて、どのような状況となっているかについてお伺いいたします。

現在、体育館については、災害等の発生時における避難所として利用できるような形での管理となっているわけでありますが、地区の行事やイベントでの使用についてはどのようにお考えかお伺いいたします。

校舎の周りについては、草刈りが行われ管理されておりますが、グラウンドについては、雑草が生い茂る状況となっており、将来的に利用できないことになるのではないかと危惧されるところであり、全体の管理等についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 教育長小林英喜君。

(教育長 小林英喜君 登壇)

○教育長 私から、吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、文科省の2023年度「問題行動・不登校調査」について、本町における不登校などの状況についてであります。文部科学省においては、年間30日以上欠席した児童・生徒を不登校として定義しています。

不登校児童・生徒数の状況ですが、令和5年度の全国平均は1,000人当たりの出現率で、小学校では21.1人、中学校では67.1人となっておりますが、本町の小学校では、全国平均の半数以下、中学校では、全国平均を若干下回っている状況にあります。

なお、不登校へと至る要因としては、友人関係をめぐる問題や生活リズムの乱れ、学業不振、特に原因はないが学校に行きたくないなど、多岐にわたっております。

次に、いじめの状況についてですが、令和5年度の小・中学校のいじめ認知件数は、全国平均が1,000人当たり57.9件であるのに対し、山形県は117.7件となっております。本町の認知件数につきましては、1,000人当たり197.1件で、県平均よりも高い認知件数となっておりますが、県のいじめ防止基本方針に基づき、年2回、児童・生徒だけではなく、保護者へのアンケートを実施し、記載のあった事案は全ていじめとして認知するなど、できる限りいじめを早期発見し、解決に向けて取り組んでいる結果と捉えております。

次に、不登校、いじめなどへの対策についてであります。不登校対策につきましては、それぞれの学校において、新たな不登校を生まない学校づくりに努めており、学級や学校が、どの児童・生徒にも落ち着ける場所となるよう居場所づくりと、日々の授業や行事などの活動において、全ての児童・生徒が活躍できる場面を実現する絆づくりを進め、不登校の未然

防止に取り組んでおります。

また、各学校や主任児童委員、教育委員会の担当者等で構成する川西町教育相談サポート会議において情報や対応を共有するほか、休み始めた児童・生徒に対しては、本人や家族との面談、家庭訪問などを行い、早期対応に努めております。

教育委員会においては、農村環境改善センターに教育支援センター「えがお」を設置し、学校へ登校できない児童・生徒の居場所づくりと学習や運動などの活動を通して、学校への復帰や将来の社会的自立につながるよう取り組んでおります。

次に、いじめへの対策についてですが、本町の全ての学校では、いじめ防止基本方針を定め、いじめ防止のための校内体制を整えるとともに、保護者会総会などで保護者へ基本方針について説明し、学校と保護者が協力していじめ防止に取り組んでいるところであります。

以上、吉村議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 町長茂木 晶君。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、川西町愛知大学本間喜一奨学金制度について、本町からの奨学生就学についてありますが、当該奨学金制度は、本町出身で愛知大学を創設された本間喜一氏を顕彰するとともに、愛知大学への就学支援、同校との交流推進等を通じ、人材育成を図る目的で寄附された本間喜一顕彰会名誉会長の越智 専氏の篤志を長く継承するため、平成30年3月に、川西町本間喜一顕彰基金条例を制定し、令和元年に第1号を、令和4年には、初めて町民からの奨学生を認定し、現在に至っております。

同制度を活用しての愛知大学への進学に向けた取組につきましては、毎年、川西中学校から進学した生徒が在籍する高校の協力を得ながら、パンフレット及びチラシの配布による周知を図っているほか、職員が各高校を直接訪問し、制度の説明を行ってまいりました。

奨学生の対象学部である地域政策学部は、「地域を見つめ、地域を活かす」をコンセプトに、大きく変化する地域社会を見据え、課題発見と解決の力である地域貢献力を備えた人材の育成に取り組んでおり、行政をはじめ幅広い業界へ卒業生を送り出していることから、本町としては、本間喜一氏の地域貢献者の育成という大学創設時の思いに寄り添い、継続してこの取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、愛知大学との交流と連携についてであります。本町及び愛知大学はともに、行政及び高等教育機関である大学の共通する役割として、これからの社会をしょって立つ人材の

育成が非常に大切であるとの観点と、本間喜一氏の顕彰を継承していかなければならないとの認識が一致し、平成26年5月、川西町と愛知大学との連携・協力に関する協定の締結に至っております。

これまで、協定に基づき本間喜一氏を顕彰する講演会、学生フィールドワーク交流、食農環境コース現地実習の受入れ等に取り組んでまいりました。

今年度は、初めての試みとして、「川西町で愛大ルーツを知る」をテーマに6名の学生が来町し、本間喜一氏の功績や本町の歴史、文化といった内容を学んでいただきました。訪れた学生は、今後パンフレット制作に取り組み、来年度の新入生に向けて、本町と愛知大学の関係を紹介する成果発表を行う予定となっております。

今年は、協定を締結してから10周年の節目を迎えました。これまでそれぞれの分野における交流を通して、現在の関係性を築いてまいりましたが、今後も未来を切り開く人材の育成、本町の抱える地域課題の解決に向け、愛知大学と連携した取組を継続してまいりたいと考えております。

次に、閉校した玉庭小学校について、今後の在り方や利活用についての対策についてありますが、町では令和5年6月に、庁内委員で組織する玉庭小学校閉校後利活用検討委員会を設置し、玉庭小学校のほか、玉庭へき地保育所並びに玉庭地区交流センター等を含めた地区内の公共施設の今後の在り方について検討を進めてまいりました。

委員会において決定した方針は、「今後の利活用に向けては、地区の意向を最大限尊重することを第一とし、地区内の避難所としての機能の維持と地区内の公共施設の在り方について、慎重に検討を進めていく。なお、老朽化が著しい施設については、除却を念頭に検討を進めていくことを基本とする。」としております。

令和5年11月に行われた令和5年度玉庭地区要望会において、町から玉庭小学校及び玉庭へき地保育所について、地区において有効に利用してもらいたいとの提案を行いました。

また、令和6年1月には、非公式ではありますが、玉庭地区交流センターに対し、玉庭小学校の利活用について地区内の意見の取りまとめを依頼し、同年3月には地区の運営委員会において、町から改めて地区内の意見を取りまとめていただくよう依頼したところであります。

このたび、令和6年11月19日付で、玉庭地区交流センターから町に対して、玉庭小学校の利活用について、早期着手するよう要望書が提出されました。

地区交流センターでは、令和5年12月に地区内全世帯を対象にアンケート調査を実施して

おり、その調査内容は、間もなく築50年となる玉庭地区交流センターを、地区内の公共施設に移転するか否かを問う内容でありました。

このたびの要望書は、アンケートの結果が地区の意見として示しているものであることから、アンケート結果を受け、町としてどのように考えるのか、今後の展望等も含め回答を求める内容でありました。

このたびの要望書を受け、今後、庁内の検討委員会において協議を行い、地区の意向を最大限尊重することを基本としながら、今後の活用について具体的に検討を進めてまいります。

次に、施設管理はどのようになるかについてであります。消防法に定める消火設備等の設置の関係から、現在の使用範囲は体育館のみとしております。

体育館は、災害等の発生時における一時避難所としての利用のほか、地区の方々限定とはなりますが、地区の行事や消防団での活動等に使用することが可能となっており、ご活用をいただいております。

また、草刈り等構内の整備についてであります。構内にある校舎を含め、必要最低限の維持管理に努めております。

今後、地区においてグラウンドの使用が検討されている場合には、地区と協議を行い、検討を進めてまいります。

以上、吉村 徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 初めに、不登校、いじめについての再質問をさせていただきます。

教育長からのご答弁にありましたけれども、本町としては、全国平均よりは少ないという状況であると。ただ、中学校は、全国平均を若干下回っている状況にあるというご答弁でございましたが、全国的な文科省の23年の調査によりますと、小学1年生の不登校が随分と増えているという状況にあると。

そういった状況の中には、やはりコロナ禍が影響しているのかなというような調査結果も出ているようでありますが、本町においての低学年の不登校率というのはどんな状況になっているか、お伺いしたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、吉村議員のご質問にお答えいたします。

本町の不登校の傾向については、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、低年齢化の傾向につきましては特に見られません。

1、2年生はほとんどありませんが、これは幼児施設との連携を図りながら、いわゆる、小1プロブレムと呼ばれるような不適應の解消を目指して、幼児施設での小学校生活への順応を図るアプローチカリキュラムであるとか、小学校入学時の丁寧なオリエンテーションやスタートカリキュラム等を実施し、丁寧な幼小接続を行っているからと考えております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 そういった意味では、保育園、幼稚園との連携を図りながら、低学年がスムーズに小学校で学べるという環境になっているという、本当にありがたい話だなと思うわけでありませう。

ただ、不登校児童の増加については、2017年に施行された教育機会確保法という法律により、学校以外での多様な学びが認められて、無理してまで学校に行かなくてもよいというような認識が広がっていると。そういったことも、不登校の原因と考えられるのではないかと。いうふうに見られている方もおるわけでありましたが、本町での不登校の要因として、そのような、無理してまで学校へ行かなくてもいいよというような風潮があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 答えいたします。

全国的な傾向としては、やはりコロナのときの休業の状況等が影響しているという捉えはあると思います。

ただ、本町で、それが実際にどのように作用しているかというのは、ちょっと把握しかねるところでございますけれども、中学校については様々ございますが、学校に来て、個別に学習しているお子さんの中にはいらっしゃるわけで、このたびの中学校の長寿命化による大規模改修の中では、そういった個別の学習室を少し多めに設けたりして、学習の機会を保てるように対応してまいりたいと考えております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 全国的には増加する不登校の問題を受けて、文科省では、校内にある空き教室を利用しながら、不登校傾向にある児童が過ごす、校内における教育支援センターなどについて、検討、対策として行うところに財政支援を始めているというようなこともあるわけですが、本町では、その対策として答弁書にありますように、農村環境改善センターに教育支援センター「えがお」を設置しながら対応されているということですが、こういったものに対する国の財政支援というのはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 現在は、そういった特に財政支援はございません。

○議長 吉村 徹君。

○7番 とすると、文科省では、そういった形で対策を立てられている施設等に支援をしているというような状況もあるようでありますので、そこら辺の経費的に、もし、国からの助成等があれば、様々なものにも、また応えていけるのではないかなというふうに考えるわけですが、そういった中で、例えば不登校対応などに専従する生徒指導担当教員を、来年度から足かけ4年かけて、全公立中学校に配置することを目指すというようなことも出されているようでありますけれども、そういった情報等はあるのかどうか。

○議長 教育長。

○教育長 まだ具体的には下りてきていませんが、そういった計画で生徒指導を手厚くしているという考え方は、存じておるところです。

現在は、先ほど申し上げましたとおり、教育相談のサポート会議というところで、中学校の先生、担当の先生方とか、あと指導員、また様々な方々にお集まりいただきながら、状況を把握して対応を図っているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 本町では、不登校等の事案については、全国平均等から見れば少なくなっているという状況だというお話でありますから、ただ、今後、いろんな状況の中で増加することも考えられるという中で言えば、こういった文科省等が検討している情報に対して情報を得ながら、有利な資金を調達しながら、やっぱり対応していくということが必要なのではないかなと思います。そういった中でありますけれども、心理学の専門家などのをちょっと見させていただきますと、学校内に子供たちの居場所を確保して、必要な支援をすることは必要だとは考えるが、やっぱり子供たちが教室に入りたいと思える雰囲気、そして、安心・安全な環境をつくっていくことも大切であると指摘しているようであります。

そういった意味で、本町では、本当に子供たちが教室に入って学びたいと思えるような環境づくりはどのように取り組まれているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 ただいまご質問のありました安全・安心な環境というのが、やはり私も一番重要なことだと考えております。

それで、小・中学校の先生方にお願ひしたのは、まずそういう雰囲気を学級経営の中で大

切にさせていただきたいということをお願いしました。そういったこともあって、だんだん不登校の率、発生率等も下がってきて、いじめは認知率が上がっていますが、そういったところで、言いやすい環境が整ってきているというふうに考えています。

また、もう一つ、15歳、いわゆる義務教育終了時点での、不登校児童・生徒の進路選択等も適切に行えるような居場所づくり、絆づくり、また将来の進路選択等について、教育相談等に務めながら対応しているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 いじめの状況について、特にその中で、本町の認知件数については、県平均よりも多い数となっているような状況にあるわけでありましたけれども、これはどのように、なぜという状況ではないですが、原因としては何が考えられるか、お伺いしたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 本町のいじめ認知率が高いのは、いじめの認知をいじめ対応の第一歩として捉え、先生方をお願いしているからでございます。

アンケートの項目には、「悪口や嫌なことを言われている」、「遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする」、「周りの人から仲間外れにされたことがある」などの項目があり、実際、小学校の低学年では、これらの項目の記載が大変多いわけでございます。

言葉や気持ちの行き違い等であっても、そういった丸印とかチェックがついていれば、いじめの疑いありとして、全ていじめとして認知し、事情を聞くなどの初期対応に当たっておるところでございます。

学年が進むにつれまして、人間関係を体験的に学ぶことによって、こうした訴え等は減少していきますが、まずは、私は嫌な思いをしているということで声を上げることが、いじめ抑止につながっていくものだと考えて進めているところであります。

○議長 吉村 徹君。

○7番 それで、そういった不登校であったり、いじめなどに対応するために、外部人材を活用しながら取り組まれている事例などもあるわけでありますが、本町においては、そういった対策に向けた外部人材を活用しながらの対応は行われているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 不登校や学校不適應など、また家庭事情を抱えた複雑な問題等に対応するために、スクールソーシャルワーカーの方を県の派遣を受けながら置いておりまして、相談業務に当

たっているほか、町単独でも教育相談員を教育委員会、また中学校のほうに、あと行政のほうからは、スクールカウンセラーとして交代で常駐していただいたりというようなことをしております。

あと、不登校とは直接は関わらないんですけれども、配慮の必要なお子さんが入学した場合など、また配慮しなければならないような学級があるような場合は、教育支援員というようなことで町のほうで採用しながら、各学校に派遣して指導に当たっていただいているところでございます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 本町の教育現場においては、先ほどあったようにいじめは若干あるとしても、不登校等の事案は少ないという状況にあるわけではありますが、先ほど申しましたように、今後、様々な状況の中で、増えていくような状況に対しては対応されていくわけではありますが、そういう意味でも、文科省等は、やはり全国的に増加する問題に対して、資金、財政的にも支援するような体制は、今後とも取られてくるのかなと思います。

そういった様々な有利な財政支援等の状況を踏まえながら、現場で対応できるものについては積極的に取り入れながら、やはり財政的にもしっかりとした体制の中で、不登校といじめに対する対策等も立てていくべきではないかなと考えますので、そのことについて、今後ともよろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、本間喜一さんの奨学金制度についてお伺いしたいと思います。

この高額寄附につきましては、本間先生の教え子でありまして、そして、高額寄附を寄せていただいた越智さんなわけでありまして、お年も召しまして、90を超えて、現役からは退いているという状況にあるわけではありますが、初めに、越智さんに対して、本町での感謝はどのように、引き続きの感謝というかな、そういうことは行われているものかどうかについて、お伺いしたいと思います。

○議長 まちづくり課長。

○まちづくり課長 私からお答えいたします。

越智氏につきましては、毎年、愛知大学を訪問する際もございまして、その際に越智さんのお宅にもお邪魔しながら、考慮をさせて会話をさせていただきながら、感謝を持ってお話しさせていただいているところでございます。

以上であります。

○議長 吉村 徹君。

○7番 本当に越智さんの思いを考えれば、やはり町との交流の状況などは丁寧にご説明していただきながら、今後とも状況を報告しながら、お礼等をやっていくべきではないかなというふうに考えるところであります。

奨学金制度のそもそもの始まりにつきましては、越智さんが本間先生の生家であります玉庭の小池宅を訪れまして、2009年に訪れたそうです。愛知大学創立に向けた決意の手紙がその遺品の中にあって、その中で、法学部でスタートし、文学部、農学部、水産学部を設置したいと書かれてあったということから、越智さんは本間先生のその思いを受け継ぐ形で、農学系の学部の愛知大学への開設に尽力されたようであります。

その尽力のおかげで、2018年に地域政策部の中に食農環境コース、農業に関する、農学部に代わるコースが開設されたわけであります。食農環境コースの開設に合わせまして、本間先生の出身地である本町への愛知大学への進学を進めたいという思いで、本町への多額の寄附となったということで書かれておりました。

その思いは、やはり本間先生の出生地である川西町が、主産業が農業であること、あと置賜農業高校があり、農業について学んでいる高校があるということなどを踏まえての寄附となっているのではないかなと考えるわけでありますけれども、そういった意味では、やはり越智さんの思いは、できれば川西町から愛知大学への進学を進めていただきたい。要綱的には、東北、県内からのということになるわけではありますが、できるだけ本町から愛知大学への進学を進めていくべきでないかなというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長 大友まちづくり課長。

○まちづくり課長 私からお答えをいたします。

もちろん、ただいま吉村議員からございましたように、本町の置賜農業高校からの卒業生が、愛知大学のほうに入学されるというのは願うところではございます。

併せまして、そういったことをできるようにといいますか、学校のほうにも訪問して、こういった制度がありますということで、毎年職員と、そしてまた、愛知大学からも入試課長さんが来県されまして、一緒に訪問しながら説明を行っておるところでございます。

また併せまして、川西中学校の卒業生が進学する学校のほうにも出向きながら、同じような説明をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 そういった交流、連携という考え方からいきますと、できれば愛知大学の食農コース

と置賜農業高校との交流、そんなことも、置農は県立ですから県の扱いにはなるわけですが、町としてそういった何らかの形で、本町にある置賜農業高校との愛知大学のマッチングといいますか、そういったいろんな情報交換等を行いながら、愛知大学への進学を進めていくことも大事なんではないかと思うんですが、そこら辺についてはどのようにお考えか、お伺いします。

○議長 大友まちづくり課長。

○まちづくり課長 ただいま吉村議員からいただいた意見につきましては、都度、私どもでも考えがなかったところがございますので、その点参考にさせていただきながら、今後、愛知大学の先生ともお話をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 ぜひお願いしたいと思います。

やはり越智 専さんが、5,000万の多額な寄附を本町にさせていただいたということは、本間先生の出生地、ここからやはり、愛知大学の進学をお願いしたいという強い思いがあるわけでありまして、やはり何としてもそこは、いろんな対策を考えながら進めていくということをお願いしたいなというふうに考えるところであります。

それで、交流事業の中で、先ほど町長の報告にもありましたように、今回、11月3日の日でしたか、6名の方が、愛知大学の生徒さんが本町においでになって、いろんな研修をしながら、本間先生の生家であります小池家も、あそこはまだかやぶきの屋根で残しておりまして、かやぶきのためのカヤの刈り方の手伝いとか、丸め方の手伝いをさせていただいたということは、本当にすばらしいことだなと思っているわけでありまして、越智さんの考えからすると、やはりそういった本間先生の生家は残しておきたいなという思いもあったようでありますので、そういったことも大学との交流の中で、生家であります小池さん、当主である方は亡くなりましたのであれなんです、ただ、息子さんもいらっしゃいます。

そういった方々とお話を進めながら、もし、本当に本間喜一先生の生家は何とか残るような形で、それを活用しながら、愛知大学との交流もできるような格好になればいいのではないかなとは私は思っているわけですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 ありがとうございます。

今年初めて、そういったカヤの刈取り作業とか束ね作業というのをお手伝いに、「川西町で愛大ルーツを知る」というテーマの中で来ていただいたんですけども、今後も継続して

取り組んでいただくようお願いをしているところです。

ただ、なかなか大学としてというか、教授、先生としても、もちろん続けてほしいというのを大学のほうにお願いしている状況ではあるそうなんです、毎年必ず予算がつくかどうかというところがなかなか分からないと、予算の査定というか。

削られないようにしっかりと頑張りますという先生からのお言葉でありましたので、来年も来ていただけるようお願いしていきたいと思いますし、かやぶきの屋根を維持していくというのは、かなり労力的にも、カヤの管理、そして乾燥させたり、実際に屋根に上って、小池さんが直接上って、ご自身で入替え作業をされているという、かなり大変な思いされているというところにもなりますので、そういった連携というのを強めていながら継続していけるように、町としても取り組んでいきたいと考えております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 小池さんのお宅なんです、一度は壊そうかなという話があったらしいんですが、ただ、愛知大学とのそういった交流の関係で、何とか持ちこたえていきたいなという思いがあったということも聞いております。

そういった意味で、確かに予算のかかることでありますので、ただ、何かしらの形で、そういった越智さんの気持ちを形にしていければなというふうに考えております。

今、町長も、私どもの研修の次の日あたりでしたらしいんですが、愛知大学で講義を行ってきたというふうな状況をお聞きしましたが、どんな受け止め方をしておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 愛知大学の地域政策学部において、各地域の、豊橋市の近隣地域の首長さん方を十何人でしたかね、呼び出して、何回かに、何週間に分けて、首長からの90分の講義というのを取り組んでいらっしゃいます。

その中で私も伺わせていただいて、60分の時間いただいてしゃべらせていただいて、30分の質疑応答という時間を設けていただいて、いろいろ学生さんとの交流させていただいて、まずは今の町の現状や今取り組んでいる内容というのを60分間お話しさせていただいて、それを聞いていただいて、第三者の視点でどのようにお考えかなというのを聞きたいというのもお伝えして、そしてあと、若い皆さんの学生さんたちがほかの自治体の話も聞いていらっしゃる、それを受けた上で、この川西町に対してどういうふうに思いますかなんていうのも聞きながら、いろいろと情報を収集してきたところでありますので、そういった年に1

回の交流ではありますが、しっかりとこの町の地域づくりに生かせるように私も取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 今後とも、そういった形で愛知大学との連携と交流ということを強めていっていただきたいと思うわけであります。

本町で偉人と言われる方は、井上ひさしさんは、もう定着して、川西町の顔ということになっているわけでありますけれども、やはり本間喜一さんも、そういった意味では、川西町の一つの大きな偉人という、偉業を成し遂げられた方であるということから考えるならば、そういった愛知大学との連携を通しながら、やっぱり全国に発信しながら、川西町にはこういう方がいらっしゃったんですよという宣伝をやりながら、交流を深めていくことも大事なのではないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 私も豊橋に伺ったときに、大学の記念館があって、そこに大学の創設時のいろんなパネル展や越智先生の実際の資料なんかも展示していただいて、かなり本間喜一先生に対するリスペクトというのを実感してまいりまして、逆に、川西町内での認知と言ったらあれなんですけれども、まだまだそこが足りていない部分があるのではないかなと。

まず、外に発信することも、議員おっしゃるご指摘のとおり必要だと思うんですけれども、川西町内に、こうしたすばらしい愛知大学を創設した方がいる。最高裁判所の事務局長を務めた方でもありますし、そうしたすばらしい偉人を、まず川西町内の皆さんに知っていただくということが大事かなと。

その次に、それを全国に発信していけるような取組にしていきたいと考えておりますので、まだまだ議員の皆さんからも、本間喜一先生の顕彰というのを広めていただきたいなという思いもありますので、その後というか、それと同時に、外にも発信していきたいなと考えております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 本当に、井上ひさしさんであったり、本間先生であったり、あいぱるに展示されてあります川西町の偉人の方はたくさんいらっしゃるわけでありまして、やっぱりそういった方の業績なりを発信しながら、町のまちづくりに向けて取り組んでいくことも必要なんではないかなというふうに考えているところであります。

今後とも、愛知大学への奨学生の進学について、強力に取り組んでいただきたいなという

ことを切に要望しながら、本間先生の件は終わりたいと思います。

続きまして、玉庭小学校の件でありますけれども、交流センターからはアンケートの結果等が出されて、そして、町のほうに要望書が出されたということでありまして、そこら辺はしっかりと吟味していただいて取り組んでいただきたいと思います。ただ、私も住民なものですからアンケートに出したわけであります。

そうすると、現在ある交流センターが、一番立地的にいいというようなことがあったのかなと思ったりして、玉庭は、全体的に横に長い地域でありまして、やはり今のセンターよりも遠くなるという住民の方は反対するとか、できるだけ今の場所というようなことが、どうしてもアンケートには見えてくるのかなと思っています。

そういった形ですが、今の交流センターが築50年以上たって古い、老朽化しているということで、移設、小学校にどうだということもあるわけですが、これは検討していただいて、地域で玉庭小学校へ移しますというような話にはならないと思いますので、やっぱり町が主導で、交流センターに関しては指定管理団体というくくりでありますので、校舎の管理をしながら、交流センターが地域づくりに取り組むという流れになっているということを考えれば、やっぱり施設は町のものでありますので、できるだけ町が主導で交流センターをこういう形で移設したい、そこに入れるというような考えをきちとした形で出していただかないと、交流センターが、私たち移ります、地域の住民の総意ですという流れではないのかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 前町長から、そういった地域の皆さんで、まずは決めていただくようにということで投げさせていただいて、そこからアンケートを取られたということで、そのアンケートの内容も競っていたとか、「今の場所に残してほしい」、「立地的にいいから残してほしい」というパターンと、「学校のほうに移転したほうがいい」という、結構、もしかしたら割れたのかなというところがありますし、ただ、もう少し町としても丁寧に関わっていかないといけないなという。

町として、じゃ、主導して町が決めてしまうとすると、住民の皆さんの声を無視した形にもできないわけですので、丁寧な協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 そういうことだとは思いますが。

ただ、最終的な決定は町でするわけでありまして、いろんな意味で、地区の住民、小学

校の閉校の問題もそうだったんですが、やはりある程度、町としてのこういう形が望ましいという部分をきちっと出していただかないと、地区としても判断する材料として、なかなか厳しいのかなというふうに思うところもあるんですよね。

だから、そういった要望書で出されたアンケート結果、要望書の内容を精査していただいて、町としては、これについてはこういうふうな流れということをきちっと早めに投げさせていただいて、それで地区の中の合意を図っていくという取組も必要ではないかなというふうに考えているところであります。いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 議員ご指摘のとおりでありますので、回答書をいただきましたので、それをもって、地区の交流センターのまずは皆さんというか、センター長を含め役員の皆さんと、まずは協議をさせていただければと思いますので、その後、最終的にどういうふうに進めていったらいいかというのを決定できたらと思って考えております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 ぜひお願いしたいと思います。

それで、体育館は今、答弁書にありましたように使用できる状況になっています。

例えば、この前も消防団の演習で使わせていただいたようでありますけれども、例えば、地区内の若い人たちがちょっとした軽スポーツをやりたいとか、そういったところまでも活用できるという判断でよろしいでしょうか。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 玉庭小学校につきましては、行政財産から普通財産に変わりましたので、普通財産の管理をしております財政課からお答えをさせていただきます。

ただいまご質問ありました体育館の使用の範囲といたしますか、利用できる範囲につきましては、地区の方に限定という形にしております。

これは消防法の基準に基づきまして、不特定多数の方が自由に利用できるとなりますと、その辺の消防設備の基準などが非常に厳しくなりますので、もともと学校施設でございましたので、それに対応するような形で、地区の方限定という形で利用いただくという形にはさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 分かりました。地区限定での使用は可であるということであります。

それで、私、この質問の中でも心配していたのは、グラウンドの管理の関係なんですね。

せっかく玉庭のグラウンドは、雨が降っても運動会ができるぐらいに排水が取られて、すばらしいグラウンドになっているわけでありまして、これが今、草ぼうぼうで、あのままで置けば、グラウンドが本当に荒れてしまって、利活用はできなくなる状況になるのかなと思っています。

そういった意味で、それらに向けた対策はどういうふうに取りられるおつもりか、お伺いしたいと思います。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 グラウンドの利用につきましては、必要最小限の管理という考えでおります。

ただ、地域の皆様の利用希望といいますか、玉庭地区におかれましては、昔の玉庭中学校の跡地、ゲートボールなどに活用していたり、あとはふるさと総合センターの脇にありますグラウンドなどを活用していたりというような状況もありまして、旧玉庭小学校のグラウンド自体をどのぐらいお使いになるのかというような、そういったご希望などに沿った形で、町としてもその維持管理を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長 吉村 徹君。

○7番 そうですね。

結局、ボランティアでというような形もなかなか難しい状況にあるのかなと思っていますので、そういった地区内における利活用を進めながら管理も担ってもらおうというか、使えば、自然とグラウンドとしての利用価値はあるわけでありますので、そういったところを研究していただきながら、いずれにしても、将来的にも荒れたグラウンドにならないような形での取組は、ぜひ進めていただきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問は終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時45分といたします。

(午前10時29分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 第2順位の舩山千鶴さんは質問席にお着きください。

舩山千鶴さん。

○1番 1番、舩山です。

○議長 第2順位、舩山千鶴さん。

(1番 舩山千鶴君 登壇)

○1番 改めまして、おはようございます。

初めに、傍聴に来ていただいた皆様、お忙しいのにありがとうございます。

初めての一般質問で大変緊張しておりますが、頑張ってやっていきたいと思います。

議長に通告のとおり質問いたします。

川西町交流館あいばるについて。

旧川西町立第二中学校の跡地、川西町交流館あいばるですが、コンセプトとしては、1つには交流できる施設、2つには宿泊できる施設、3つには学べる施設となっています。

交流できる施設の中には、会議室、多目的ホール、集会室、調理室等があり、いろいろと活用できる場になっていると思われます。

宿泊できる施設については、10名程度入る3部屋とミーティングルームを含めた1部屋があるようで、シャワー室もあり、1人100円で使用可能ということになっています。

学べる施設については、アルカディア人物館、遅筆堂文庫分室、埋蔵文化財資料展示館があるようです。

この3つの施設について事前に収支を出していただきましたが、維持管理費にお金がかかり、利益が伴っておらず、負債額がかなりあるようで、来年、再来年と、このままだと毎年負債が出るのではないかと思います。

コロナ禍もありましたが、コロナ後も増えていることもないようで、宿泊施設にしても、昨年のデータを見ますと、1件もない月が8か月、宿泊があった月でも一、二件でした。これを見る限り、大部屋なので合宿なり子供会、イベント等で使うとなると、少子高齢化もあり子供の数も減っているということで、需要があまりないのかなとも思います。

そこで幾つか質問させていただきます。

①あいばるのそれぞれの機能ごとに役割を、担当部署も含めて、個別かつ具体的にお示しください。

②町民の方にも分かるように、改めてあいばる単体での収支を教えてください。

③部門別、また総合的な利用者数の動向についてお示してください。

④今後のあいばるの利活用方法をどのように考えているか教えてください。

続いて、公立置賜川西診療所について。

基本構想案から抜粋し、お話しさせていただきます。

昭和42年建設から57年が経過し、施設設備の老朽化が著しいことから、川西診療所の整備計画を策定し、改築を進める必要がある。

少子高齢化により、本町の65歳以上の人口ピークは令和3年に迎えましたが、75歳以上のピークは令和17年、2035年、85歳以上のピークは令和22年、2040年に最高に達する見込み。

後期高齢者は通院が困難などの理由から、訪問診療の需要の増加が見込まれるため、国・県の動向を踏まえた在宅医療体制が必要になる。

町として、こうした基本構想案があるようですが、単純に施設建て替えを考えるだけではなく、今後の地域医療の在り方を含め考えるべきだと思っています。

そこで幾つか質問します。

①診療所建て替えに係る全体の費用は幾らかお示してください。また、その財源についてもお示してください。

②診療所利用者の地域別の人数、年齢層、訪問診療の利用者数をお聞きます。

③町として老朽化に伴う整備計画の中で、建て替えという案しかなかったのか、ほかに案の検討はあったのかどうかお伺いします。ほかの案があった場合は、その内容もお聞かせください。

④ささえあいの丘として整備するなら、総合的な福祉、介護、子育てなどのサポートを提供する場とするべきではないか考えますが、どうでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長茂木 晶君。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 船山千鶴議員のご質問にお答えいたします。

初めに、川西町交流館あいばるについて、あいばるの機能についてであります。施設は、平成7年に川西町立川西第二中学校として開校しましたが、平成23年、少子化の影響から、川西第一中学校、第二中学校、玉庭中学校を現在の川西中学校1校に統合し、第二中学校は学校施設としての役割を終えたところであります。

その後の施設の利活用については、施設の構造、立地場所等を考慮し検討した結果、屋内

外運動場は、地域住民の健康づくりやスポーツイベントでの交流施設として、校舎部分については、会議室及び宿泊機能を有した宿泊施設といたしました。

また、町民総合体育館東側に立地していた埋蔵文化財資料展示館を施設内に設置するとともに、井上ひさし氏の蔵書を保管するため遅筆堂文庫分室も設け、さらに、町内出身の偉人を展示、顕彰するアルカディア人物館を新設し、学べる施設としての機能を併せ持ち、平成28年6月にリニューアルオープンしたところであります。

あいばるの運営は、教育委員会教育文化課が所管し、町が直接、管理運営を行っております。業務内容は、会議室や体育施設の貸館業務、来館者や視察等の受入れ、施設の維持管理であります。多機能を有し、町内外の方々が広く交流できる施設として、地域コミュニティの活性化や文化交流の促進を図っているところであります。

次に、あいばる単体での収支についてであります。昨年度における歳入は、施設の使用料等による収入が58万2,000円であり、歳出は、光熱水費等の維持管理経費及び人件費を含めた合計金額が1,415万5,000円となり、支出が大幅に上回る状況でありました。

これは、施設利用が少ない状況の中、光熱水費や施設の維持管理費の高騰などが一つの要因として、収支のバランスに影響を及ぼしているものと認識しております。

今後、収入を増やす取組として、施設の利活用を促進するとともに、支出の効率化を図り、より適切な管理運営を目指してまいります。

次に、部門別、また総合的な利用者数の動向についてであります。昨年度は、屋内運動場において年間4,270人の利用者があり、特に夜間については、スポーツ少年団や地区の方々にご利用いただき、ほぼ毎日、貸館をしております。

屋外運動場は、休日のみならず、平日もグラウンドゴルフ等で年間640人の利用があり、若者から高齢者まで幅広い年齢の方に利用いただいております。

校舎棟の会議室及びスタジオについては、年間5,676人の利用があり、会議の利用のほか、音楽団体の練習などで利用されております。宿泊室については、年間95人の利用があり、合宿などでの利用があります。

また、資料展示館及びアルカディア人物館については、町内学校の校外授業などで334人の利用となっております。

次に、今後のあいばるの利活用についてであります。現在は、主にスポーツ関係の合宿など、一部の利用者に限られているところであり、新たな利用者を獲得することが必要であると考えております。

より積極的なPRや周知活動を通じて、広く町内外にあいばるの魅力を発信するため、SNSや地域メディアを活用した情報発信に努めるほか、施設の見学会や体験イベントの開催、企業や団体との連携強化を図り、町民はもちろん、スポーツ、文化関係者や一般旅行者、さらにはビジネス利用者など、幅広く多くの方々が利用できるよう、新たな活用方法について研究を進めてまいります。

次に、公立置賜川西診療所について、診療所建て替えに係る全体の費用についてであります。公立置賜川西診療所整備概算事業費の素案については、本年8月6日に開催されました産業厚生常任委員会において説明を申し上げたとおり、診療所、車庫、倉庫の建築工事に3億4,300万、造成、外構工事に1億6,700万円、用地取得、既存木造住宅等の解体撤去工事に7,200万円、設計費等に7,300万円、医療機器、移転移設、初度調弁等に6,400万円の合計7億1,100万円と試算しているところであります。

当該整備概算事業費の算定については、公益財団法人山形県建設技術センターの支援を受け、国土交通省が制定している新営予算単価や官庁施設の設計業務等積算要領等に基づき算定し、今後の資材、燃油、輸送などの単価及び建設業界における働き方改革による労務単価、令和7年に控える省エネ基準適合義務化への対応など、引き続き建設価格が上昇する可能性を考慮する必要があり、これらの上昇要因等を踏まえ、算定したところであります。

また、整備事業費の財源については、国庫補助金、過疎対策事業債及び病院事業債の活用を見込んでいるところであり、事業内容の再検討を行いながら事業費の精査を行い、事業費の縮減を図るべく努めているところであります。

次に、診療所利用の地域別の人数、年齢層、訪問診療の利用者についてであります。令和5年度の実績についてお答えいたします。

まず初めに、地区別の延べ人数は、小松地区が2,501人、大塚地区が152人、犬川地区が568人、中郡地区が2,137人、玉庭地区が803人、東沢地区が297人、吉島地区が524人、その他置賜管内が313人、置賜管外が27人であり、これらの合計は7,322人であります。

次に、診療科ごと年齢別の延べ人数は、6歳未満がゼロ人、10歳未満が4人、15歳未満が5人、20歳未満が17人、30歳未満が52人、40歳未満が79人、50歳未満が171人、60歳未満が247人、65歳未満が253人、70歳未満が594人、75歳未満が1,154人、80歳未満が1,212人、90歳未満が3,890人、100歳未満が2,495人、100歳以上は46人で、合計では1万219人です。

次に、訪問診療の利用者数については、全体で155人、月平均13人となっております。

次に、診療所建て替えの検討内容についてであります。公立置賜川西診療所の運営は、置賜広域病院企業団が担っているところであります。

川西診療所として使用している旧川西町立病院の建物は、昭和42年の建設から57年が経過し、施設整備の老朽化及び患者数の減少と経営改善を課題として、町では、平成26年に川西診療所施設整備検討委員会を設置し、川西診療所の在り方と経営改善等について検討を重ね、施設整備の必要性が示唆された報告書が提出されたところであります。

さきに申し上げましたとおり、この報告を基に試算を行ったところでありますが、経費が高額になることに加え、地域医療を取り巻く環境が目まぐるしく変化しており、急速な少子高齢化の進展による人口減少が課題となる現状を踏まえ、効率的で持続可能な地域医療を提供するための施策展開が必要と考えたところであります。

したがって、医療提供体制の整備に当たっては、医療機能及び施設機能の充実を目指すとともに、将来負担の低減も視野に、さらなる検討が必要と考えている状況であります。

次に、ささえあいの丘の考え方についてであります。ささえあいの丘については、令和6年3月に策定した令和6年度から20年間の中心市街地活性化のグランドデザインとなる川西町中心市街地まちづくり計画の基本方針において、少子高齢化の進行に伴う医療、介護需要の増加を見据え、子供からお年寄りまで全ての人が互いに支え合い、健やかな暮らしを送ることができるよう、公立置賜川西診療所の施設整備等を含め、その周辺をささえあいの丘と位置づけ、医療、福祉、子育て、住環境の機能を集約し、本町における地域共生社会の拠点形成を図ることとしております。

川西診療所の周辺の整備については、医療、福祉、介護の連携を強化し、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの確立と深化や、子供たちが安全で安心して健やかに育つ環境づくりも含め、多角的な視点を持って検討を進めているところであります。

以上、船山千鶴議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 船山千鶴さん。

○1番 ご答弁ありがとうございました。

では、再質問させていただきます。

まず、あいばるについてですが、単体収支としては、答弁にもありますが、データを見る限り、非常に悪い状態ではないかと思えます。

今後、このままの運営状態で何か改善する見込みはあるのでしょうか。

○議長 安部教育文化課長。

○教育文化課長 船山議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいまの現状でございますが、議員のご指摘のとおり、この施設につきましては町の持ち出しが多い施設でございます。

この施設自体、生涯学習の用途に供する施設でございますが、採算が取れる施設ではありませんが、今後、学ぶ、集う、育むといった生涯学習の分野での活用にとどまらず、町長の答弁にもありましたとおり、新たな様々な分野での活用、それから少人数での利用促進について、調査研究してまいりたいというふうに考えてございます。

よって、少しでもその収入の確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 船山千鶴さん。

○1番 すみません、ありがとうございます。

町民の方から、意見とか要望とかというのはないでしょうか。

○議長 安部課長。

○教育文化課長 町民の方からのご要望といいますか、ご意見といたしましては、「あつ、こんな施設あるんだな」なんて来ていただいた町民の方からおっしゃっていただいているところでございますが、やはりこういう施設があったということ自体分からなかった、詳しい内容が分からなかったというご意見をいただいているところでございますので、まだまだこの施設について、周知、PRが足りていないというふうに認識してございますので、今後より一層、PR、周知に努めていきたいというふうに考えてございます。

○議長 船山千鶴さん。

○1番 では、私のほうから、町民の方から、コワーキングスペース、またはシェアオフィスなどあるといいのというお話を聞きます。

自宅で仕事をしている方も結構いらっしゃって、そういう場所があると非常にありがたい。町外にはあるんですが、そこまで行かなくても川西町にあると助かるし、そういうのがあれば、活用、利用したいという声も聞くんですが、そういったお考えはないでしょうか。

○議長 安部課長。

○教育文化課長 ただいまお話がありましたコワーキングスペース、シェアオフィスにつきましては、置賜管内で13の施設があるということで認識してございます。

ただいま、この用途で活用できないか調査研究中でございますが、どれぐらいの利用ニーズが要るでありますとか、必要な設備等について今調査研究しているところでございますの

で、今後より一層、町民の意向に添えられるような施設にしていきたいと思いますというふうに考えてございます。

○議長 船山千鶴さん。

○1番 ありがとうございます。

すみません。町長はどういったお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長 町長。

○町長 私としまして、今までのあいばるという施設が、まだまだ有効的に活用されていないという認識でいますし、答弁でも申し上げましたように、今までのスポーツだけや会議等に限らず、幅広い分野で活用していく必要があると考えております。

今議員からあったようなコワーキングスペース、シェアオフィスについても研究をしているところでありますので、来年度以降、そういったスペースも活用できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 船山千鶴さん。

○1番 ありがとうございます。

これから、どういった制度というか設備になるかは分からないんですけども、想定される利用者の声を聞きながら、ほかの課とも連携して、ぜひ必要な体制の構築をしっかりと進めてもらえたらと思います。

よりよい形になり、町としての財政負担が少しでも減り、町民のサービスが向上することを願っております。

あいばるの質問については以上にさせていただきます。

続いて、川西診療所についてなんですが、答弁にもありましたが、これ見る限り、延べ人数出されているようなんですが、延べ人数ではなくて実際の人数、常に動いているカルテの人数というんですかね。どれくらいになるんでしょうか、お伺いします。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

データにつきましては、企業団からのデータをいただくことになっておりまして、統計データは、実際はどれくらい利用されているかというのは手元にはないということでございます。

ただ、1日で見ますと、1日40人ほどがご利用されております、患者さんがご利用されております。また、月にしますと、約600の方がご利用されているわけですけども、75歳

以上の方がそのうち530人ということで、ご高齢の方が大変多く患者さんとしてご利用されている状況でございます。

以上です。

○議長 船山千鶴さん。

○1番 実際の人数は把握されていないということよろしいですかね。

次に、建て替えに当たっての費用についてなんですが、純粹に町としての持ち出しは幾らぐらいを想定されますでしょうか。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 お答えいたします。

建て替えに当たりましては、現在試算を行っているところで、現在、町の持ち出しについては、財源確保の面で精査しているところでありますので、現在のところ、大変申し訳ありませんがお答えすることができない状況でございます。

○議長 船山千鶴さん。

○1番 大体幾らぐらいというのも分からないんでしょうか。

これを見ますと、今の診療所の解体費用はなかったのですが、それは大体どれくらいになると想定されていますでしょうか。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 お答えいたします。

現在の診療所の解体費用についてでございますが、現在、調査を行っているところでありますが、あくまでも概算ではございますが、6億前後と見ているところでございます。

○議長 船山千鶴さん。

○1番 解体費用、大体6億ぐらい、結構かかると思うんですが、今お聞きした中で実際の人数も分からない、把握されていない。実際利用されている人数も把握できずに、何を根拠に規模感、ニーズ、診療所の在り方を考えているのでしょうか。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 お答えいたします。

川西診療所は昭和42年に建設された建物でして、老朽化によって建て替えを行わなければならないということ。また、患者さんが利用されている状況から、外来診療を停止せずに行うことが必要ということから、これまで進めております。

年間にいたしますと、1万人強の患者さんがご利用されているということで、これをもっ

て建て替えということでこれまで検討してまいりました。

○議長 船山千鶴さん。

○1番 せっかくの機会ですので、ただ単に老朽化したから建て替えるということではなく、ほかに建て替え以外に、廃止を含めてですが、何か案はあったのでしょうか。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 廃止というような案はなかったと思います。

現在、ご利用されている患者様もいらっしゃいますし、今後、災害、パンデミックなどが起きたときに、やっぱり公的な施設としての役割というものが診療所にはあるということで、これまで進めてきております。

○議長 船山千鶴さん。

○1番 廃止はなかったにしても、ほかに案はなかったことでよろしいですかね。

年齢層を見ると、やはり高齢者の利用率が多いように思います。自力で通院する方も難しくなってくるのかなとも思います。

診療所の配置としては、地区ごとに本当はあるのが理想ではないかと思いますが、しかし、予算なり人材不足等、いろいろな関係でそれはかなわない。現実ではないとも思います。

そこで、個人的に調べたところ、医療Ma a Sというという事業がありまして、皆さんご存知の方もたくさんいらっしゃると思うんですが、医療Ma a Sというのは、医療、通信機器を搭載した車両で患者宅へと出向き、オンライン診療を行うもので、こういったものも導入するという想定はないのでしょうか、検討の余地はございませんでしょうか。

○議長 近課長。

○健康子育て課長 現在、医療Ma a Sにつきましては、県内でも実施、実証されているところもございます。

本町においても、なかなか高齢の方がいらっしゃるということで、このような状況から検討を行うということで、現在検討しているところでございます。

○議長 船山千鶴さん。

○1番 医療Ma a Sについてなんですが、例を挙げますと、山形県酒田市の八幡地域というところで、今年5月に医療Ma a Sを取り入れているんですが、その現状を少し資料から読ませていただきます。

患者自身も、「出かけるに当たり様々な準備等もなく、身体的にも楽だ」という声。また、家族が送迎していた方も、「待ち時間を含め半日かかりだった。通院の日は診てもらおう本人

もくたびれていた。自宅で診察が受けられるのは安心」という声。また、医師によりますと、「高齢者は移動手段や体力面など、通院に様々な不安を抱えている。通院をためらう人も少なくないという。同事業を活用すれば在宅で医療を受けることができる。患者が医療に消極的にならず、安心して受診を継続できる」とおっしゃっています。

繰り返しになるんですが、各地区にそういった診療所あるのが、本当は理想だとは思いますが、それはやはり難しい。現実的ではないんですが、この医療M a a Sというのがあることによって、診療所の予算的にも少なくなるのではと思われます。

医療M a a Sがあることによって、メリットが非常にあるのではないかと思います。例えば、利用者の負担が減り、診療所の建て替えの負担も減り、また災害の備えにもなると思います。災害に遭った際に、発生した避難所に隣接した診療施設としても活用が可能になります。ですので、こういったものも含めてやっていただければと思います。

次に、ささえあいの丘についてですが、今年の5月に町民説明会で、質問、意見で、「診療所の跡地の考え方」というのがありまして、回答では、「現時点では、医療、福祉、子育ての拠点としての方向性を示しており、構想や計画は町民の意見を聞きながら具現化していく」とありますが、その後、どのくらい、またどのような意見があったのでしょうか。あればそれをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長 大友まちづくり課長。

○まちづくり課長 ささえあいの丘関係は、中心市街地まちづくり計画の位置づけでございますので、私のほうからお答えをさせていただきますが、その後の具体的な検討というものは進んでおらない状況でございます。

以上です。

○議長 船山千鶴さん。

○1番 次、5月22日の川西町身体障害者福祉協議会役員会での質問、意見で、「診療所の改築の際、社会福祉協議会はどうなるのか、ばらばらにしないほしい」という意見があります。その回答は、「社会福祉協議会事務所については、改築後の診療所内の設置は想定していないが、町でも課題として検討を行っている」とありますが、検討はされたのでしょうか。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 お答えいたします。

具体的な検討というのはされてはございません。まずは、診療所のほうの整備というところの動向を注視しながらというふうなことで考えてございます。

以上です。

○議長 船山千鶴さん。

○1番 いつも思うんですが、検討する、これから意見を聞くとかというのをよく聞くんですが、その検討というのがなされていない。

それはちょっと違うんじゃないかなと思うんですが、言ったからには、きちんと町民の方に分かるように、こうこうこうで検討しましたがこういうことになりましたなり、まだちょっと検討していないので、今後こういった形で検討していくということを示すのが大事だと思います。

そういった確かに構想は必要なのかもしれないんですが、そういった構想なんかよりも、本当に大切な実務的な部分をしっかりと組み上げていくことのほうが大事、大切であって、そういったものが、町民にとって持続可能な環境を整備していくことが、本当のまちづくりの形になると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 ささえあいの丘に関しては、もちろん実務というのは大切なことだと思います。

構想をどうするかというのは、結構ほかのたくさんの問題というか課題が、あそこに集約しているというか抱えていまして、診療所だけではない、その奥には小松保育所もありますし、その中には社会福祉協議会もありますし、保育園の施設もあります。

そのあたりもどういうふうにしていくか、考えれば考えるほど、予算が、財源が必要な問題がどんどん出てくるといったところで、まず、どこから手つけたらいいかも分からないぐらいたくさん課題を抱えているというのが現状であります。

その中で診療所を、まずというところを考える中で、大きな構想も少しずつ進めながらしていかないと、目の前のことも解決できないのかなという。

診療所に今は取り組んでおりますが、ささえあいの丘の大きな構想、これからどうしていくかということも含めて検討しているところですので、1つだけの課題、福祉協議会どうするんだとかといったところに個別にお答えするのは、なかなか難しい状況だなというのを私自身実感しているところでありますので、ただ、議員からいただいたご意見というのをしっかりと受け止めて、早めに皆さんにお示しできるようにしていきたいと考えております。

○議長 船山千鶴さん。

○1番 ありがとうございます。

では、同じことになるかもしれないんですが、今回、私いろいろな話をさせていただきま

したが、今後、町にとってよい体制を、医療M a a S含めた形で再検討というものはできないでしょうか、町長、お願いいたします。

○議長 町長。

○町長 議員の皆さんからも政策提言の中で、この診療所に関しては、財源というか、しっかりと人口規模に合った予算でということも提言いただいておりますし、私自身も、この建築費、また除却費の額の大きさに非常に驚いているところであります。

ただ、この地域から、地域の医療というのを完全になくしてしまっているのかと。公共の診療所の在り方というか、全くなくすわけにはいかないというのも思っています。

ですので、議員からご指摘いただいた医療M a a Sの検討も含めて、今後考えていきたいと考えております。

○議長 船山千鶴さん。

○1番 ありがとうございました。

ぜひ今後の町、また町民のためになるように、しっかりとお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 船山千鶴さんの一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時28分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 第3順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

橋本欣一君。

○10番 10番です。

○議長 第3順位、橋本欣一君。

(10番 橋本欣一君 登壇)

○10番 お昼すぐの質問でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

初めに、ウクライナ、北朝鮮情勢の緊迫化で、I C B M、長距離弾道弾による核兵器使用

が危惧されている中、今年のノーベル平和賞に日本原水爆被害者団体協議会が受賞することに決まりました。被爆者の立場から核兵器廃絶を訴え、核兵器が二度と使用されてはならないことを証言によって示し、長い間の地味な活動が評価されました。それだけ現状での核兵器の使用が、現実味を帯びた状況になっていることを示していると思います。

本町は、昭和59年に非核平和都市宣言を行い、平成26年には平和首長会議に加盟、核兵器のない世界を希求する活動と連携していくとしております。今こそ、唯一の被爆国としての発言力と実行力が試されるときだと思えます。

全国でも宣言都市があり、協調して、国、国連を動かすべきだと思います。本町での現在の活動状況を質問します。

また、非核平和都市宣言とともに、旧庁舎前には宣言のアピール看板が堂々と建てられました。旧庁舎解体とともに撤去されましたが、今後、アピールを内外に誇示する必要があると思いますが、お考えはいかがですか。

また、将来にわたり、平和を守る考えをより一層広めるために、子供たちへの教育も必要です。学校教育では、宣言を生かすための教育の実行状況はどのようになっているかお聞きいたします。

次に、ジェンダーの視点をあらゆる政策、計画に反映させることについて質問します。

本町では、男女共同参画社会の実現ということで、平成18年3月に川西町男女共同参画計画を策定し、以降、第4次推進計画アクションプランを現在実行中です。令和7年の目標に対し、着実に実行されていると思います。現状での政策、計画への反映の自己評価と課題はどのように捉えているか質問します。

LGBT法が成立し、性的指向、ジェンダーアイデンティティーの多様性に対する理解を広める動きが急速に進んでいます。最近では、SOGIという言葉もあるそうで、法では、国、地方公共団体、教育機関で取り組む役割を定めています。

また、全ての個人の人権を尊重する同性パートナーシップ制度が創設され、2024年10月時点470自治体で導入されて、県内でも県と酒田市で導入されています。LGBT及びパートナーシップ制度の考えについて質問します。

学校教育の中では、多様性の認識が進まないと、いじめの一要因になるとも言われます。LGBTなどの多様性の認識についての現状と進め方について質問します。

最後に、米坂線の復旧についての現時点での状況を質問いたします。

復旧については、テレビ、新聞紙上で報道されている状況しか分かりませんが、沿線7市

町村、山形、新潟両県、ＪＲ東日本での米坂線復旧検討会議が開催され、先日の４回目の会議では、復旧後の運営面での試算なども出され、復旧費も含めれば莫大な予算が必要であると報道されています。

米坂線は本町にとっても、国、東北地方としても、物流を支える重要な路線であり、鉄道利用はカーボンゼロにも効果があります。人や物の往来機会の増加は、地域産業、観光事業に大いに貢献するものです。

公共交通機関としての重要な存在であり、早期復旧に向け、強力な運動が必要と考えますが、協議の現状と運動の方向性について質問いたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長茂木 晶君。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「非核平和都市宣言」について、「非核平和都市宣言」後の活動状況についてありますが、議員ご質問のとおり、本町では、昭和59年３月議会定例会において、議員発議により、川西町非核平和都市宣言が議決されております。

宣言では、「川西町は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを求め、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、そして世界平和を願い、ここに川西町は核兵器廃絶平和都市であることを宣言します。」と定めております。

その後、広く町内外に宣言の精神を伝えるため、平成元年に、旧役場庁舎前に川西町非核平和都市宣言の看板を設置いたしました。当該看板は、新庁舎移転、跡地整備に伴い撤去いたしましたが、世界平和を願う意思是、町民の心に刻まれているものと考えております。

宣言に関する本町の活動状況は、川西町戦没者追悼式を毎年開催し、さきの大戦において亡くなられた方々を追悼するとともに、恒久平和を祈念する機会として実施しております。また、終戦記念日の８月15日正午には１分間の黙禱を実施するほか、平和首長会議への加盟とともに、各種平和関連事業への協力を行っているところであり、その一つとして、毎年、原水爆禁止世界大会へメッセージを届けております。

今後とも、不安定な国際情勢の中、世界で唯一の核兵器による被爆国として、平和を願う声を絶やさず、核兵器廃絶と世界平和を願う活動を継続して実施してまいります。

次に、「非核平和都市宣言」アピールについてありますが、日本非核宣言自治体協議会のホームページによりますと、現在、国内全自治体の93%を超える自治体が宣言をしている

状況です。非核平和を願う思いは、日本が唯一の核兵器による被爆国である中で当然のことであり、全自治体が恒久平和を願っているものと考えております。

さきの質問への答弁と重複いたしますが、看板は撤去いたしましたものの、世界平和を願い、今後も平和を祈念する事業の実施、協力を継続してまいりたいと考えております。

次に、ジェンダー平等社会の実現に向けて、「男女共同参画計画」の政策・計画への反映についてであります。本町では、平成18年に川西町男女共同参画推進計画を策定し、令和3年度からは、第4次川西町男女共同参画推進計画を第5次川西町総合計画後期基本計画のプロジェクトに位置づけながら、男女が相互に認め合い、尊重する社会の実現に向けて取組を進めてまいりました。

この間、地方自治法に基づく本町の審議会及び委員会において、女性が1人以上登用された数及び女性委員の数が増加したほか、積極的に育児をしている父親の割合や認定女性農業者数が増加する等の効果が表れております。

一方で、各審議会及び委員会の女性の割合については、平均して25.2%と目標の30%に届いておらず、また、自治会や地域運営組織の役員につきましても、男性の割合が多い状況にあることから、地域における意思決定、方針決定の場に参画している女性の割合が少ないことが課題であると認識しております。

このような状況の背景には、男性は仕事、女性は家庭という男女の固定的な性別役割分担や男性優位の慣習が根強く残っており、家事、育児、介護といったケア労働の負担が女性に偏っていることから、昨年度から今年度にかけて、町職員、地域運営組織の役職員を対象に、男女共同参画に関する研修を実施したところです。

また、今年度は、男女共同参画に関する意識の変化の把握や第4次川西町男女共同参画推進計画終了後の施策の基礎資料を得ることを目的として、川西中学校及び置賜農業高等学校の全生徒、各地区交流センター職員及び町職員、無作為に抽出した町民1,000名を対象として、アンケートを実施しております。

今後は、アンケート結果を基に、性別に関係なく参画できる社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担をはじめとしたジェンダーギャップ解消を図るための情報発信や、講座、研修を充実させる取組を一層進めてまいります。

次に、LGBT及びパートナーシップ制度についてであります。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され

るものであるとの基本理念に基づいて、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的に、令和5年に施行されました。

この法律において、地方公共団体の役割は、「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるもの」とされております。

パートナーシップ制度は、自治体が独自に、同性カップルに対して婚姻と同等の関係と承認した証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度のことで、制度の導入により、公営住宅への入居において同性パートナーを家族として取り扱うことや、市町村病院での面会や手術の同意が可能になる等のメリットがありますが、国内においては、国民の理解度の不足や法整備の遅れが要因となり、LGBTをはじめとした性的マイノリティーの方々が、社会生活で困難に直面している現状があるものと認識しております。

県内で最初に制度を導入した酒田市では、性的マイノリティーの方々への配慮について、令和元年度に第2次男女共同参画計画の主要施策に位置づけを行ってから、約4年をかけ導入に至っております。その間、性の多様性に関する理解促進講座の開催、制度導入に関するアンケートの実施、総合計画の後期計画への施策の位置づけや高校生グループによる活動を行っているようです。

本町においても、男女共同参画のアンケートにおいて、パートナーシップ制度に関する認知度や制度導入の賛否に関する項目を含めております。よって、アンケート結果を踏まえ、今後の対応について検討してまいります。併せて、今後開催する男女共同参画の講座等において、性の多様性に関する理解促進を進め、一人一人の生き方や価値観を尊重できる社会の実現に向けた取組を行ってまいります。

次に、米坂線の復旧について、米坂線復旧協議の現状と方向性についてであります。令和4年8月に発生した豪雨により、JR米坂線は、橋梁の崩壊や線路の道床の流出により、今泉駅と新潟県坂町駅の間で運転見合わせとなっております。

これまで、国土交通省や県への要望活動を継続するとともに、11月11日には、米坂線整備促進期成同盟会として、国土交通省北陸信越運輸局長及び東日本旅客鉄道株式会社新潟支社長を訪問し、JR米坂線の早期復旧の実現について、山形、新潟両県、沿線市町村等とともに要望を行ってまいりました。

JR米坂線の復旧協議については、昨年9月からのJR米坂線復旧検討会議において議論を進めているところであります。

第1回検討会議では、ＪＲ東日本新潟支社より、復旧費用86億円、工期５年との試算の報告があり、本年３月の第２回検討会議では、県及び沿線市町村から、ＪＲ米坂線が、通学、通勤及び通院等、日常生活を支える基盤であり、重要な路線であることをＪＲに伝え、ＪＲ東日本による復旧及び被災前同様に、同社による運行を行っていただくよう訴えてまいりました。

本年５月の第３回検討会議では、ＪＲ東日本新潟支社より、復旧に当たっての形について４つの運用パターンで議論を進めたい旨の提示があり、先日行われた第４回検討会議では、４つのパターンの一つである上下分離方式で復旧させた場合の地域負担の試算について説明があったところであります。

ＪＲ米坂線については、通勤、通学をはじめとする地域の生活に不可欠な路線であると同時に、山形県と新潟県を結ぶ広域的な観光、交流ネットワークを形成する上でも重要な路線であると認識しております。

今後とも、ＪＲ東日本による復旧及び運行継続を基本としながら、早期復旧及び持続可能な運行について、県及び沿線市町村等と連携し、協議を進めてまいります。

また、早期復旧実現のためには、その機運を醸成する取組が必要と考えております。町といたしましては、関係団体で組織する米坂線絆まつり実行委員会や各種団体と協調しながら、機運醸成を図ってまいります。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小林英喜君。

（教育長 小林英喜君 登壇）

○教育長 続いて、私から、橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「非核平和都市宣言」について、平和教育の現状についてであります。戦争を経験していない世代が増えていく中で、平和の大切さを理解し、平和な社会を築く態度を育む教育を充実させていくことは重要であると考えます。

小中学校学習指導要領においては、社会科では、「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質、能力の育成を目指す」ことを目標としております。

小学校６年生では、日本国憲法の制定の意義について理解を深めるとともに、平和を願う日本人として、世界の国々の人々と共に生きることの大切さについて学習することとしております。

中学校の社会科では、日本国憲法の平和主義を基に、国際社会における日本の役割や核兵器などの脅威に触れ、戦争防止と世界平和を確立するため、意識醸成を図ることが求められております。

これらを受け、2学年社会科の授業では、歴史の学習の中で、第二次世界大戦と戦後の日本の歩みを通して戦争の悲惨さや平和の大切さを学び、3学年社会科では、公民の学習の中で、憲法における平和主義について、歴史と関連づけながら学習することとしております。

このほか、国語や道徳では、戦時下に生きた人々の様子を描いた教材を用いた授業を行ったり、1学級1新聞を活用して最新の国際情勢に目を向けたり、様々な場面で平和を願う態度の育成に取り組んでおります。

これらの学習活動から、本町の児童・生徒については、平和に関する意識は醸成されているものと認識しております。

次に、ジェンダー平等社会の実現に向けて、LGBTなどの多様性の認識教育についてありますが、文部科学省では、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童・生徒に対するいじめを防止するために、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの防止等のための基本的な方針を平成29年に改定し、性同一性障害や性的指向、性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知することが追記されました。

令和4年に改定した川西町いじめ防止基本方針についても、同様の内容を盛り込んでおります。いかなる理由があっても、いじめは絶対に許されないという認識を持ち、全教育活動を通して未然防止に取り組んでおります。

本町においては、小・中学校ともに、特別活動や保健体育の時間を活用していのちの教育を実施し、自他の生命尊重や相手の気持ちを大切にすることを教育に取り組んでおりますが、性の多様性に関わる教育については、学校差があるのが現状です。

また、そのような現状を踏まえ、町の学校養護委員会では、現在、いのちの教育のカリキュラム見直しを進めており、来年度より、全小学校の6年生において性の多様性について学習を行い、その人らしさが認められる素地づくりに取り組んでいく予定です。

中学校においては、数年前に服装についての決まりを変更し、女子生徒はスカートとスラックスを選択できるようにするとともに、ネクタイかリボンを自己選択できるようにしております。内履きについても、以前は、男子が青色、女子が赤色としておりましたが、現在は学年ごとに色を決めております。なお、小・中学校ともに名簿については、全て男女混合名簿となっております。

今後の学校においては、指導に当たる教職員の理解を深めていくとともに、児童・生徒に対して、日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切となってきます。

いかなる理由があっても、いじめや差別を許さない適切な生徒指導や人権教育の推進、日頃から児童・生徒が相談しやすい環境整備など、一人一人が安心して生活できる魅力ある学校づくりを一層推進していきたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ご丁寧にご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

初めに、平和都市宣言についてでございますけれども、まず初めに、被団協がこのたびのノーベル賞をいただきたいという、これからですか、受賞するということで、町長の評価としてはいかがなものでしょうか。

○議長 町長。

○町長 本当に素晴らしいことだと思いますし、今のこの世界情勢のロシア、ウクライナ問題やその他の紛争地域の現状も踏まえますと、やはりそういった現状もあって評価されたというのは、議員ご指摘のとおりだと思いますし、本当に素晴らしいことだと私自身も感じております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 町長には夏の平和運動ということで、原水爆禁止協議会のほうに平和行進ということで、時間を取っていただきながら歓談させていただいたり、あるいはご署名などもいただいりして、毎年ご協力いただいております。

この場で感謝申し上げるわけでございますけれども、ぜひ継続した運動として、核兵器廃絶の運動を続けていきたいなと私どもも思っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願いしたいと思います。

そこで、平和首長会議というのがずっと続いているのか、もちろん茂木町長におかれましては、まだこの会議にというのは出席なされたことはないんでしょうけれども、前原田町長などは、参加の状況というのはどうだったんでしょうかというのは、お聞きしてよろしいでしょうか。

○議長 町長。

○町長 まず、私は、まだ一度も、平和首長会議は参加したことがない状況であります。

以前の状況については、総務課長のほうからご説明申し上げます。

○議長 有坂総務課長。

○総務課長 私からお答えさせていただきますが、出席をしたという記憶はございません。

ただし、そういった会議のときに、メッセージ等を送っているということを認識しております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 私も、前原田町長が出席したというのは覚えておらないんですけれども、ぜひ茂木町長におかれましては、様子を見ながらということではないんでしょうけれども、ご賛同いただいて、ぜひ一度は参加していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。ぜひ川西町からも、非核のメッセージを現場で発言していただきたいと思うわけでございます。

我々自身が、やっぱり平和を常に意識しながら、核兵器使用をしないということを意識しながらやらなければ、いつ何ときどうなるかということもあるわけなので、ぜひ頑張っていきたいな。私どもも、しかも町側としても頑張っていきたいなと、こう思います。

それで、その看板なんですけれども、アピールの看板、堂々と建っておったわけなんですけれども、町長どうでしょうね。新庁舎の前に、どーんとすばらしいアピールの看板を建てるつもりはございませんか。

○議長 町長。

○町長 私も、旧庁舎の役場のすぐ近くに住んでいたものですから、その看板の存在というのは、電話ボックスの横に設置されているというのも認識しておりました。

今はない状態ではありますが、ただ、看板がなくても、やはり私たちの心に、戦争は絶対してはならないものというそうした認識というか、子供からお年寄りまで皆さんが認識していることだと思いますので、看板がなくても、核兵器は絶対使ってはならないという皆さんの思いは一緒であると感じております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 なくともではなくて、やっぱりあったほうがいいわけなんで、いいほうを町長、どうですか、いいほうを取ったほうがいいんじゃないですか、どうですか。

○議長 町長。

○町長 財源がたくさんあるようでしたら、とても大きな看板やそういうアピールのことも必要だと思いますが、お金の、財源のない状態で何ができるかというところをしっかりと考えて、今後も進めてまいりたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 平和は何よりも大事なんです。

財源もちろんですけども、何よりも大事なものを一番最初にやらなければいけない。やっぱりこういう意識で、平和運動、取り組んでいただきたいと思います。

せっかくの懸垂幕もあるわけなんで、そこにつけてもらっても結構ですので、川西町は非核の町なんだよというこの宣言を生かしていただきたい。特にノーベル平和賞をもらったというこの非常に重要なときに、やっぱりすべきではないでしょうかね、町長、いかがですか。

○議長 町長。

○町長 さきにも申し上げましたとおり、私たち、皆さんの思いを認識するというのが一番大事だと思います。

看板があるなしにかかわらず、私たちも戦争は絶対駄目なことなんだ、核兵器の使用は絶対駄目だという思いを、皆さんの心に刻んでいただきたいと思いますので、できるだけお金のかけない状態で、皆さんに周知していきたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 どうも不満なんですけれども、やっぱり見える形のほうがいいのかなと思いますので、ぜひこれをご検討お願いしたいと思います。見える形で町民にアピールするという、ぜひお願いしたいと。

ついでというか、平和教育のほうも同時に質問させていただきますけれども、よろしくお願いします。

学校教育の中でも、もちろん戦争しては駄目なんだよ、いけないよ、核を使っちゃいけないよという教育は、もちろんされておるということでございますけれども、それについての例えば実践行動というか、例えば作文を書く、あるいはポスターにして展示するとかという実践活動というのはどうなんでしょう、やられておるんでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 橋本議員のご質問にお答えします。

残念ながら、授業の細部、詳細までは把握しておらないところですが、特に第二次世界大戦で、日本が広島、長崎への原爆投下により大きな被害を受けたことについては、多くの一般市民の命が奪われた唯一の被爆国であるという理解を図って、学習指導要領等に基づきながら、核兵器の恐ろしさとともに非核平和都市宣言なども含めて、核兵器のない平和な世界を築こうとする心情を育んでいる授業を行っているというところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 今、イスラエルやガザ、そういった地点で悲惨な状況になっているということは、既に映像などで、ニュースなどで皆さん知っているわけなので、ぜひそういったものを教育の中に、過激なものはどうなんでしょうか、分からないんですけども、そういった状況を把握しながら、世界に平和の尊さを訴える小松小学校というか、川西の小学校からそのメッセージを送るという、これもひとつ大事な教育ではないかなと思うんですけども、ぜひ取り組んでいただきたいと思うんですけども、時間がないと言われればそれまでなんです。ぜひお願い、教育長、いかがですか。

○議長 教育長。

○教育長 平和教育は、学校教育全体で取り組んでおるところでございますが、やっぱり先に述べた国語科とか社会科の実践だけではなくて、道徳や心の教育等も含めたところで、かけがえのない命や生きることのすばらしさを実感できる教育。また、個性とか多様性を認めて、互いに尊重する態度、そういった価値観の醸成が教育の役割だと思いますので、そういったところを実践していく教育を進めてまいりたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 世界にアピールできる川西の小学生、児童であるということも頭の中に入れていただきながらアピールしたらいいと思いますので、ぜひお考え、ご検討くださいということですが、平和教育、この大切さというものを、私自身も改めて学習しなきゃいけないかなと思っております。

小学生、幼いときからの教育というものは大事だと思いますので、取組の強化と言うとおかしいんでしょうけれども、より熱い教育にしてもらいたいなと、このように思います。

続いて、ジェンダー平等社会でございますけれども、それぞれ推進計画の中で評価という点数をつけながら、目標を設定しながら、それぞれ成果の割合、パーセントでしたか、点数でしたかちょっと忘れたんですけども、それぞれに取り組まれているということは認識しておりますし、目標に対しての成功具合、達成具合というのは、確かに私、見ておるので、徐々には進んでおるのかなというふうには認識をしておるんですけども、もう少し急いでもいいんじゃないかなというふうな気がするわけで、ここの答弁書の中にも、課題であるということであるような課題が出されておるわけなので、首長の考え次第で、もうすぐ変わるんじゃないかなと思います。

女性職員の幹部職員の登用やいろんな場面での委員の登用なんかも、首長がやれと言え、

そのまま進むんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょう、町長。

○議長 町長。

○町長 様々な団体の委員への登用についても、できるだけ進めたいという思いも私も持っていますし、ただ、そのあたりの人事権に、あまりにも口を出すわけにもいかない部分もあるのかな。

もちろん庁内の人事についてはまた別なんですけれども、外部組織、関係団体の委員については、なかなか町長だからといってというのは、女性半分や、あるいは3割を必ずなんていうところを言っても、なかなか皆さんのご事情というのもお持ちだと思いますので、もちろんその方向に向けて取り組んではまいりますが、必ずできる、実現できるかと言われると難しい部分も感じている次第です。

○議長 橋本欣一君。

○10番 こういう言い方はおかしいでしょうけれども、悪い人事であれば、もちろん批判やそういったものはあるんでしょうけれども、女性を登用したいということは、決して悪い人事では私ないと思います、いい人事だと思うんですね。

ですから、人事権の濫用ということまでは、私はいかないと思うんですけども、ぜひそういう意識づけも大事でしょうから、町長、意識づけの面でも強調しておきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 今、男女の比率というのも、もちろん今3割という目標は掲げていたんですけども、女性だから3割入らないといけないかというよりも、本当にその人材としてふさわしいかどうかというのも見ていくべき。女性3割入れないといけないから、女性に入ってくださいというほうが、むしろ差別に値する可能性もあるのかな。

ですので、その能力に見合った方を登用していただくというのが一番必要であり、その中で女性の割合が、今は少ない状況にあるというのはもちろん問題だと思いますが、ただ、あまりにも無理して、じゃ、能力のない人と言ったらあれなんですけれども、本当に事情を抱えて参加できない人に無理やり入っていただくというのは、ちょっとまた違う問題なのかなとも思いますので、様々状況を勘案して進めていかなければならないなと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 決して私から無理強いはしませんけれども、意識づけをしながら、世の中には非常に優秀な女性の方もいらっしゃるということ、やっぱり女性だから駄目だということでは差

別になるんでしょから、ぜひそういった面での意識づけ、意識しながらの登用というのもしていただきたいなと思います。

L G B T、あるいはパートナーシップについては、既に酒田市があったという事例も、私も言いましたし、答弁書の中でもございますので、長い期間をかけなければ実施できないという制度では、もうなくなったのかなと私思うんです。酒田市の4年をかけてパートナーシップ制度が実現できたということは、そのノウハウを、当然聞けば、生かしていけるんじゃないかなと思います。

川西町でパートナーシップの制度や、あるいはL G B Tの相談というのは現在どういう状況。性の不一致というかそういう相談なんかは、現実としてはあるものなのでしょうか、どうなのでしょうか。

○議長 大友まちづくり課長。

○まちづくり課長 ただいまL G B Tに関する相談件数というか、そういったご質問だったと思いますが、現実的に、まちづくり課のほうでそういった相談を受けた経過はございません。

○議長 橋本欣一君。

○10番 世並みですので、世間のたしか何%、ちょっと数字忘れてしまったんですけども、何%はそういう方がいらっしゃるということは、既に報道上もあるわけなんで、いつ何どき川西町でも相談を受ける、あるいは、こんなことをしてほしいという相談もあるわけなんですけれども、そういった相談所と言ったらおかしい、相談する場所というのはどうすればいいんでしょうかね。設置してほしいんですけども、どうですか、課長、町長。

○議長 大友まちづくり課長。

○まちづくり課長 ただいま相談窓口ということでご質問いただきましたが、そういった想定もございませんでしたので、早急にちょっと検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 答弁書にもあるように、病院での保証人の問題、パートナー、同性同士の保証人で駄目だとか、あるいは不動産業者、部屋を借りる場合に、パートナーシップ制度がなければ借りられないとかいう制度もありますし、そういった弊害もございますし、さらには、今、窓口で男女を記すというか、丸をつけるのを拒否する方もいらっしゃるというような話を聞くんですけども、そういった場合、例えば住民課なのか、あるいはまちづくり課なのか、総務課なのかというふうに一々分かれるわけなんで、ぜひあった場合の窓口というのも想定

しなければいけないんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長 町長。

○町長 そうですね。議員ご指摘のとおり、確かにそういった場面を想定してこなかったというのは事実でありますので、今後、庁内のほうで検討して、どのような対策ができるかというのを検討してまいりたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ窓口の一本化の中で、来年、課も減るわけなんですけれども、その項目、業務内容の中にもひとつ入れてもらいたいなと思います。

あと、答弁書の中では、パートナーシップ制度について、アンケート結果を踏まえてということで、パートナーシップ制度自体も、町民の中では理解が進んでいない部分も相当あるのかなと思ひまして、アンケート結果で必要ないとなれば、パートナーシップ制度をどうするんですかというふうになるわけなんで、この辺もアンケートではどのようなアンケートをしたのかちょっと分からないんですけれども、工夫が必要なんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか、町長。

○議長 大友まちづくり課長。

○まちづくり課長 私からお答えさせていただきますが、議員ご指摘のとおり、アンケートいかによってということの内容でございました。

アンケート、どういう結果になるかもあるわけではございますが、今の状況をまずは把握しながら、こういったパートナーシップ制度の導入について、検討を進めさせていただければということでございますので、よろしくお願いします。

○議長 橋本欣一君。

○10番 いずれ、私もよく分からない世界なので、幹部職員の方は十分に理解なさっていると思うんですけれども、性の多様性の理解の普及というのは、やっぱりどんどんやらなければ時代に遅れてくるという形になると思いますので、ぜひ先を行けとは決して言わないんですけれども、私自身も含めて、町長、幹部職員の方にも十分な理解を深めていただけるように。

研修会もやっているということなんですけれども、ぜひ幹部職員から、パートナーシップ制度をやろうよというような意見が出るような意識の醸成というものを図っていただきたいんですけれども、町長、いかがですかね。

○議長 町長。

○町長 引き続き職員の研修や幹部職員を対象とした研修なども実施しながら、ジェンダーについての理解、LGBTについての理解というのを深めていきたいと、理解度を深めていきたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 学校教育についても同じことが言えると思います。

学校でも、それぞれ制服の自由化と言うとおかしいんでしょうけれども、制服、スカートに限らないとか、ズボン着用も結構だというような答弁でしたので、それぞれ世並みに沿った形で進んでおるなというふうに思っておるんですけども、世の中にはいろんな対応が必要であるということで、服装はもちろんですけども、髪型、あるいは更衣室、着替えの際に、何かうなずいていらっしゃるので対応なさっているのかなと思うんですけども、更衣室の問題、あとトイレの問題もあるようです。

あとは、ここ読上げれば、水泳の際にも上半身が隠れる水着の着用を求めるとか、男性の場合なんですけれども、そういうことがあったり、修学旅行でも1人部屋の使用を認めるとか、いろんな対応をしなければいけないなというふうになっておるんですけども、はて、教える側の先生方の対応というのはどうなのでしょうね。

教員になる際のカリキュラムの中で、LGBTや、あるいはジェンダー平等、マイノリティーなどという教育を教育長は受けられましたか、大学時代に。

○議長 教育長。

○教育長 私の時代はございませんでした。

現在、大学の教員養成課程がどういう授業等をしているか存じ上げませんので、適切なお答えはできませんが、生徒指導提要という生徒指導の理論と実際まとめたものが、一昨年12月に改訂になりまして、そこに新たに性的マイノリティーの児童・生徒に関する項目が追加されました。

その中で、性に関する課題については、やはり子供たちよりも、性的マイノリティー児童・生徒の無理解とか、大人の環境整備のほうが、やっぱりちょっと大変なんじゃないかと。まず第一には、教職員の研修を中心として進めていく必要があるだろうということで提言が出されておりますので、その方針に従いながら進めてまいりたいなというふうに思います。

また、こういった問題につきましては非常にデリケートな問題で、個別の事案によるところが多くありますので、児童・生徒の心情に十分配慮しながら、そのような相談があった場合は、できるだけ適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 もちろん、私も理解が十分かと言えば、なかなかできない面もあるんですけども、教える立場の先生方も、忙しい中で、さらにはこういった対応も必要だということもあるわけなんですけれども、やっぱり時代はこういう時代でございますので、ぜひデリケートな問題だということもおっしゃりました。

もちろんそれも分かるんですけども、この対応、男女平等という。そもそも日本国憲法には、男女平等というふうにうたわれているわけなんで、憲法を守れば、そのままいいんじゃないかなと私は思っているんですけども、それもいろんな解釈、いろいろあるわけなんで、学校教育の中でも、ぜひ性的マイノリティー、あるいはLGBT、あるいはジェンダー平等、こういったものも意識しながら生徒さんに当たっていただきたいなと、こういうように思います。

時間なくなりました。米坂線についてですけども、私だけではないと思うんですけども、米坂線の進め方については、本当に新聞紙上、マスコミ紙上でしか、我々議員というふうに言ってよろしいのか、私だけなのか、私だけじゃないのかなと思うんですけども、全く町からはどのように進めるかという説明ないわけなんで、どうでしょう、町長としてはどのような考えなのか。

もちろん、廃止とか云々という話ではないと思うんですけども、もう一度きちとした形でご説明いただければなと思うんですけども、いかがですか。

○議長 町長。

○町長 私自身も、羽前小松駅の駅前に住んでいるということもありまして、やはり米坂線というのは、この地域にとって非常に重要な路線であると考えております。

ただ、復旧費用が答弁にも示しておりましたように86億、また、JRの復旧というか運行をお願いした場合も、かなりのランニングコストがかかる。また、上下分離というのを示されて、13億から17億というような新聞での報道にあったとおりであります。

このような状況で、町として、やはり町単独ではどうしようもないというか、近隣の自治体と協調して進めることしかできない問題だなと感じております。

ただ、今の現状としては、米沢から今泉までは動いているという状況であります、やはりその先、今泉から坂町までをどうしていったらいいかということも、やはり米坂線という一つの問題として捉えなければならぬと感じておりますし、周りの市町村、あるいは県、また国やJRに対して、どうやって訴えていくかというところを、しっかりと皆さんと協調

しながら進めていきたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 町長からございました第4回目の試算では、自治体負担が、年間上下分離で17億円という負担になるという、莫大な金額なわけです。

先ほどからお金がない、お金がないというふうにおっしゃっておりますので、もう17億なんてはとんでもないお金ですし、只見線、10年ぶりに復旧したという、3年ぐらいになるんですかね、もう。只見線の場合は、沿線市町が、たしか30%負担だったということのようですけれども、それも上下分離で30%といっても、17億の30%で億単位のものをそれぞれの市町が払うということになってくると、またこれも決して少ない金額ではないわけなんで、ぜひやっぱり、新潟、仙台を結ぶ重要な路線であるということを強調しながら、沿線自治体はもちろん、町民こぞって運動できるような体制というのを、それこそ意識の醸成というような、先ほどいろんな意識の醸成、情勢ばかりで大変になってきておるんですけれども、意識の醸成、町民もこぞって米坂線復旧させますよという機運を盛り上げなければいけないと思うんですけれども、町長、この作戦をつくっていかねばならないと思うんですけれども、どうでしょうかね。

○議長 町長。

○町長 答弁でも申し上げましたとおり、米坂線の絆まつり実行委員会を立ち上げて、各駅でイベントなどを通して、米坂線の必要性というのをアピールしてまいります。

ただ、ふだん、今動いている路線での利用率というのを上げるということも、取り組んでいかなければならないなと私自身も感じております。

私自身としては、駅前ということもあるんですけれども、できるだけ電車を使う機会があれば乗るようにしていますし、東京への出張の際も、できるだけ小松駅から米坂線を使って東京に向かったり、あるいは、チケット、切符を購入する際も、今、羽前小松駅のほうで貴重な手書きの切符を発行していただいて乗せていただいている。

それで、少しでもこの駅の売上げにつなげるということも必要ですし、乗車率を上げるために、学生たちだけではなくて、私たちも何かのタイミングで、米沢でお酒飲む機会あるなんてことが議員の中でもあれば、ぜひ電車で行って、9時の最終の電車で帰ってきていただければと思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 我々自身も意識の高揚を図らなければいけないし、ぜひ幹部職員もご利用いただき

ながらということでしょうけれども、なかなか金額が金額なもので、考えなければいけないなというのがあるんですけれども、ぜひ国、ＪＲにやっぱり強く要望して、負担の少ないような復旧の方法をいうものをぜひ考えていただきたいなと、こう思います。

なお、途中途中で結構ですので、議会側にも多少なり、情報なり説明などもいただければなと思います。報道でしか知らなかったでは我々済みませんので、よろしくお願いします。

私の一般質問これで終わります。ありがとうございました。

○議長 橋本欣一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後２時15分といたします。

(午後 １時５９分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 ２時１５分)

○議長 第４順位の遠藤明子さんは質問席にお着きください。

遠藤明子さん。

○４番 ４番、遠藤です。

○議長 第４順位、遠藤明子さん。

(４番 遠藤明子君 登壇)

○４番 本日最後の一般質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長宛てに通告のとおり質問いたします。

自治公民館の維持管理では。

①自治公民館施設整備について。

地域住民生活の一番身近にあるのが自治公民館（集会所）です。自治会の機能と公民館の機能を併せ持ち、それぞれ地域コミュニティを形成し、古くから重要な地域交流のよりどころとして現代まで引き継がれ、大切に管理運営がなされています。

町内には118の自治公民館があると聞きます。自治公民館の目的は、自治会の会合、地域福祉、健康づくり、生涯学習、生活文化の振興など、地域住民生活に密着した館であり、自治会の方々が気軽に利用できる建屋であります。

現在の利用に関しては、町からの情報伝達、地区交流センター事業への参画、健康教室や

サロン、地域づくりや公民館事業に加え、自主防災としての一時避難所としての役割も持つ、大変重要な建屋として運営されています。

近年の人口減少、それに伴う世帯数の減少や高齢化、地域を支えてくれる若者世代の自治会未加入など、自治会そのものの存続さえ危ぶまれ、それに伴い、自治公民館の維持管理も困難になってきたという切実な声も耳にします。

昨年、吉村議員から自治公民館への支援についての一般質問がありましたが、前町長の答弁は「検討」でした。茂木町長はどのように考えるか、また、課題を引き継ぎ検討されたのでしょうか、お聞きいたします。

②自治公民館運営に対し町独自の支援策を。

自治公民館は古い木造の建屋が大半で、不便を感じながらも、自治会の方々によって修繕をしながら維持管理していただいております。若い世代がいないため、役員の担い手不足で、お年寄りの方が仕方なく役員を引き受けている自治会もあります。

自治コミュニティのよりどころであるべき施設が、建屋の維持管理で苦慮され、公民館運営にも影響を来しています。

これらのマンパワー不足を解消するための支援策を講じることが急務であると考えます。協働による地域づくりを推進するための町独自の政策を構築し、運用できる体制を整えることで、住民の身近なよりどころを下支えし、よりよい公民館運営ができるようにしていただきたいと思います。町長の見解をお聞きいたします。

次に、小・中学校における防災の学び。

防災教育についてお聞きします。

現代は、毎年のように全国のどこかで自然災害が発生し、激甚化しています。今年の夏は、最上川流域を中心に、庄内地方の広範囲で記録的な大雨による大災害に見舞われました。日本各地、どこでどんな災害が起きるか分からない時代です。

本町に目を向けると、2年前の大雨災害は記憶に新しく、日頃より、町職員の皆さんには、災害など非常時に備えた体制強化、意識の高い防災訓練などで町民の安全確保を図っていただいております。

災害対応は、基本的には大人が子供を守るものですが、学校教育の中で防災についての知識や意識を育み、危険に対応する力をつけることは、生きる上で非常に大切なことです。

一般的な火事や地震などの避難訓練、また、犯罪に巻き込まれないための防犯訓練は耳に

しますが、防災教育は行っているのでしょうか。

地域社会の安全・安心を支えるための人材育成や、講座で知識を得たり体験したりすることで、支えられる側から支える側になったり、それが地域の力にもなり得る、今を生きる時代には大切な学習だと思います。

そこで、小学校や中学校においての防災の学びをどのように指導されているか。また、ジュニア防災検定やジュニア防災養成講座が全国で展開されていると聞きますが、本町の小・中学校の防災教育についてどのように考えるか、教育長に伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長茂木 晶君。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 遠藤明子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、自治公民館の維持管理では、自治公民館施設整備についてであります。町内には153の自治会があり、公民館機能を持つ施設は各地区交流センターをはじめ、自治会等の皆様がそれぞれの規約に基づき、維持管理、運営をしていただいております。

これまで、自治公民館の整備につきましては、自治総合センターが募集しているコミュニティ助成事業を活用し、新築のほかに、机や椅子等の備品の導入助成を実施してまいりました。来年度については、現在採択待ちではありますが、自治会に対する公民館機能の向上を図るために、4件のエアコン設置事業等を申請しております。

この助成事業は一定の要件等もありますが、町内の全自治会が対象となりますので、継続して周知を図りながら自治公民館の施設整備を支援してまいります。

次に、自治公民館運営に対し町独自の支援策をについてであります。議員ご指摘のとおり、役員の担い手不足等、自治会の存続は喫緊の課題であると捉えております。

これまで、自治会長を対象として自治会の在り方についてのアンケートを実施し、自治会の課題について見える化を図り、情報を共有しながら、全自治会長への自治会の現状と優良事例について情報提供してまいりました。

さらに、各地区自治会長の代表で組織する自治会長連合会においても、自治会の在り方や自治会の維持について議論を進めており、これまでの課題も含めながら対応しているところです。

自治公民館の運営に対しましては、地域住民の皆様による自治運営を基本としながらも、町へ相談いただいた場合には、これまで同様、幅広い視点で個別の状況を把握しながら対応

してまいります。

以上、遠藤明子議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小林英喜君。

(教育長 小林英喜君 登壇)

○教育長 続いて、私から、遠藤明子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、小・中学校における防災の学び、防災教育についてであります。防災教育とは、学校教育の中で防災に関する知識や意識を学び、生きる力を育むものであります。

本町では、令和4年8月の豪雨により、町内の各地区において災害が発生したところであり、また、本年7月には、山形県北部において線状降水帯が発生し、庄内や最上地域において多大なる被害を受けるなど、自然災害が頻発化、激甚化しております。

本町の小・中学校の危機管理においては、あらゆる災害を想定した危機管理マニュアルを作成し、その中では、児童・生徒の避難方法や教職員の対応方法、そして、保護者への引渡しまで計画し、児童・生徒の安全確保に努めております。

これまでの避難計画では、火災や地震を想定した計画が主でありましたが、自然災害が激甚化していることを踏まえ、浸水や土砂災害が発生した場合の計画についても作成しているところであります。

また、各学校では年数回の避難訓練を実施し、火災や地震を想定した訓練と、必要に応じて不審者侵入やミサイルを想定した訓練を実施しております。

学校の災害対応については、前述のとおり、児童・生徒の生命を守ることを第一としておりますが、少子高齢化の進行や激甚災害に対応できるよう、通常の避難訓練に加えて、自助、共助、公助の視点を持った防災教育や人材育成を進めてまいりたいと考えております。

以上、遠藤明子議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 それでは、最初に、自治公民館のほうからでございますけれども、コミュニティ助成事業というのは、自治宝くじの、前からある助成制度でございますが、この制度、結構ハードルが高くて、手を挙げても、なかなかちょっと申請しても当たらないという傾向があるようでございます。

今、自治公民館を新設したいんだなんていう、そういった問合せとか相談などは、町のほうには来ているものでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長 大友まちづくり課長。

○まちづくり課長 私からお答えいたしますが、公民館自体を新築、改築というようなことでの要望はいただいております状況でございます。

以上です。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 そうだと思います。

この人口減少、または高齢化の世の中であって、館を、自分の家ですら建てられないのに、じゃ、公民館を新しくしようなんていうところはなかなかないのかなというふうには、実情的にはそう思います。

ただ、公民館の課題というものは様々出ていると思います。例えば、公民館、老朽化したこともありますし、木造の建てた公民館が大分古くなってきた。あとは二階建てで上がり下りが大変になってきた、お年寄りが大変だとか、また、トイレ。和式トイレが大変だとか、洋式にしてもらわないと困るとか、椅子がないと畳に座れないだとか様々な課題があって、それを課題と捉えながらも、お互いに我慢しながら、苦慮しながらというか、工夫しながら、各自治会のほうで公民館を維持しているわけでございます。

以前、古いというか、平成の時代に、自治公民館への整備についての補助金など出ておったわけですが、前ですと平成2年から19年までしたか、出ていて、それを活用しながら自治公民館を改修してきたというような経過もあったようです。

その時代は、今のお年寄りもまだまだ元気なときだったと思われます。活発な公民館の活用がなされていたと思いますが、今の建屋に対して、それでは、二階建ての公民館が幾つあるとか、和式のトイレが幾つあるとか、そういった調査は、町のほうでとかはしてありますか、お聞きします。

○議長 大友まちづくり課長。

○まちづくり課長 ただいま議員からご質問のあった調査については、実施はしていない状況でございます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 全然知らないというわけですね。

というのも、昨年、ちょうどこれと同じ12月の定例会の中で、吉村 徹議員のほうから、自治公民館への支援をお願いしたいというような一般質問があったかと思います。そのときも、その実情なども踏まえながらお話をしたと私は覚えております。

そういった中で、町では検討するとの答弁と、自治公民館の在り方も考えていかなくちゃ

いけないんだという、そういう答弁だったと覚えております。

その質問に対して、何か町のほうで調査とか、そういった形で動いたことはないんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長 大友課長。

○まちづくり課長 現段階で、こういった調査に着手してはございません。

よろしくお願いします。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 自治公民館は、地域住民の主体となる公民館ですから、それは自治会の中で検討すべきものというのは、重々に私も分かっているつもりです。

ただ、様々な課題を抱える現在において、町民の負託をかなえる何かしてあげたい、こういう課題があったらそれに応えるための調査研究をする、そういう姿勢は全然見えないのですが、町長いかがですか。

○議長 町長。

○町長 153ある自治会の公民館というところで、全てを町で調査して、全てを町で支援するということは、かなり厳しい状況にあるかと思えます。

ただ、答弁でも申し上げましたとおり、個別に町へ相談していただければ、申し上げました助成事業でありましたり、これの中でも、ハード事業だけではなく、ソフト事業もあるようですので、そのあたりについても、町として何か協力できることが相談に乗っていきたいと考えております。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 これもちょっと住民の方から聞いたお話ですけれども、公民館の相談に行った方が、窓口対応でコミュニティ助成事業の申請、それがあからそれを受けてくださいと、そういった対応で、細かい相談というか、そういうのができなかったと。その申請をまず書いて出してくださいというような対応であったという。それはちょっと優しくない、ちょっと町民の方に対して不親切だなというふうに考えるわけです。

今、二階建ての公民館ですとか、和室、トイレで、なかなか使い勝手が悪いだとか、そういうお年寄りの方、たくさんいらっしゃいます。また、1番と2番とちょっとごっちゃになりますけれども、様々な事業を展開する中で、例えば健康教室ですとかサロンをしたりとかそういったときに、お年寄りが公民館を使ってしていただくそのときに、トイレが和室だとかやりづらくて駄目だと、使えない。そういう声に、何か策はないだろうかと聞きに行ったの

にもかかわらず、この助成事業があるからそれで対応しろというそういう窓口の対応は、いかにしてもこれはないんじゃないのか、親切ではないですよ。

もっと町民の方の側に立って、町のほうも対応していただきたい、そういうふうに思いますが、今、町長は、ちょうど北区公民館に所属する自治会に所属しておりますので、ちょっと個人的にですけれども、北区公民館は急な階段があります。あそこでの上り下り、どういうふうに感じるか、お年寄りはどういうふうなことを思っているかとか、そういうこと、声が聞こえませんか。ちょっと私的で申し訳ありませんが、お聞きします。

○議長 町長。

○町長 北区公民館に関して、1階部分にも少し広い空間があって、そちらはフローリングとなっていて椅子や机を用意しているという。

今、2階の畳敷きを使った会合というのも実は少なくなっていて、ほとんど1階で済ましているというのが、私が伺ったときは、割とそういうパターンが多かったというのが実情であります。

ただ、そういった北区公民館、割と広い公民館ですので、そうではない施設というのはたくさんあると思います。

議員からご指摘あった相談窓口に来られたときの対応の悪さというのは、改善していかなければならないと感じていますので、まずしっかりとそうした町民の皆さんの声を聞くというのが、私自身の公約でもありましたので、そう至らない点があったというところをしっかりと庁内でも共有して、まずお話を聞かせていただいて、どういった支援があるかとか、断わる理由を探すのではなくて、コミュニティ助成以外にも、どうやったらその問題というのに向き合えるかというのをしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、改善していきたいと思います。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 県内というか、近くの市町というか周りを見ても、自治公民館に対する助成金の事業をやっておられる市や町はあります。

そういったところなども、どういった取組に対してどれほどのお金というか、支援をしているのかなども広く見ていただきながら、町でもできる、支えられるようなそういったもの、取組というのを考えていただきたいと思います。

公民館の運営に関しての支援ということで、私ちょっと今回上げちゃったんですけれども、公民館そのものの運営というのは、例えば、私のいる公民館、自治公民館でございますけれ

ども、そこでは、月、公民館の会費というのは350円あるんです、かかるんです。自治会の会員数、世帯数が年々やっぱり減少してきます。お年寄りがいなくなり、空き家が増えというところで、今52戸の戸数を抱えながらというか、戸数の方々に運営していただいております。

それとともに、小松地区交流センターの地域振興協議会のほうから、公民館運営というか、活動助成金というのが各公民館に下りてきます、それが4万円あるんです。あと、花いっぱい事業に1万5,000円、トータルで5万5,000円の助成金が地区から出るんです。それが、我々というか、自治公民館の事業運営費のほうに大いに役に立っているわけです。

そのほかに、皆さんからの会費で集めた経費の中では、公民館を維持するための光熱水費であったり、建物の保険料があったり、または会合等での様々な消耗品がかかりますけれども、あとは雪下ろしとか除雪に関わるもの、その他ほとんどが積立金。何かあったときの積立金を毎年10万ずつ積み立てて、何かあったときはこれを使いながらやっていきたいと思いますという事で我々はやっております。ただ、やっぱりそれでは到底間に合わないわけです。

そういった積立てをしていない自治公民館も大いにあると思いますが、この実情など考え、地区交流センターのほうからも助成金が出る、この状態で、町長、どういうふうに思われますか。町のほうでも何かしんなねんだでないでしょうかとか、そういうお気持ちはありませんか。

○議長 町長。

○町長 地区交流センターに関しましては、町からの指定管理料というところで納めさせていただいてというか、支援させていただいているという部分で、そういった意味では、町の支援を基に、交流センターからの自治公民館への支援ということなのかなと感じております。

ここからさらにというところではありますが、個別の案件に対して少しずつ丁寧に対応していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 なかなか、そうですねというふうに言ってはもらえませんが、やっぱりね。

円滑な公民館運営を図るためには、やっぱり様々な支援が必要なわけです。そこを鑑みていただきながら、また、これからの少子化、そしてまた高齢化を考えたときの公民館の使い方が変わってくるのではないかなと私は考えます。

例えば、ひきこもりの方が公民館まで来て、そこでサロンだったり健康教室だったりしながら、そこで茶話等々でいて、いろんな方々に見守りをしてもらおうとか、そういう場所にな

るとか、そこを活用しながら、今度、医療関係で、訪問医療で、そこまでお医者さんに来ていただいてたくさんのお年寄りを診察するとか、そんなことも、将来的には公民館という役割があるのではないかと思います、これは目が合った梶山課長なのかしら、どうでしょう、そんな使い道、将来的にはそんな使われ方もあるのではないかと考えますが、いかが思いますか。

○議長 梶山課長。

○福祉介護課長 答えいたします。

今現在も百歳体操等々、介護予防の教室で各公民館を利用しているという場合がございます。

議員おっしゃるように、和室のところしかないというようなところでも、現在、そこにいろんな工夫をしていただいて、シートとかマットを敷いて、その上にパイプ椅子を置いて体操をしていたりとか、いろんな工夫をしながらやっていただいているというような現状がありますので、ご紹介させていただくとともに、先ほどおっしゃっていただいたような今後の展開ということも様々検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 世の中が目まぐるしく変わりながら、地域包括支援的な活用も、自治公民館にはこれからはあるのではないかなというところを、そういう視点も考えながら、対応を検討と言うとまた嫌なんです、考えていただきたいもんだなというふうに思います。

ぜひ、以前あった、町のソフト事業でも使える使い勝手のいい補助金、そんなものを復活させてもらえるような、そういう意気込みというかそういうの、町長、ございませんでしょうか、再度聞きます。

○議長 町長。

○町長 私、就任させてもらってから、来年度の予算とか、今いろいろと見させてもらっているところなんですけれども、思っている以上に厳しい状況でして、新しい支援というかソフト事業、例えば新しくというか復活させるには、やはり今まで取り組んできたもの何かをなくしていかないと、新しいものに取り組めないというぐらい余力が全くない状態というのが今の状態であります。

ですので、来年度の予算に関しても、かなり切り詰めていくようにという指示をさせてもらった中で、事業計画というのを今策定している状況です。

ですので、その中で、そういった新しいソフト事業が今後必要となれば、そういった事業

にも使えるとは思いますが、ただ、まずは切り詰めていくということをしていかないと、余裕、余幅ができないというところですので、今後ソフト事業についても、研究する必要は確かに必要だなとは感じておりますので、まずその前に切り詰めるという作業をさせてもらいたいと思います。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 それでは、窓口に行った際には丁寧な、そしてまた、何かこういうものがあるよというような提案型の、そういうものを教えていただくように、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、学校の防災教育について伺います。

学校のほうでも様々、最近の災害被害なども含め感じながら、子供たちの安全を図って教育、学習がなされているということで、まずはほっとしております。ありがとうございます。

その中で、危機管理マニュアルを作成してあると書かれてありますが、これは保護者のほうにも共有されて、これは周知というか、中身的には保護者の方も分かっているような中身でしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 遠藤議員のご質問にお答えいたします。

災害、様々な事案がございますが、保護者対象のものについては、理解を図っていないとうまく進みませんので、必要な場合は、そういう保護者との連携を取って周知しておりますが、一般には教職員の動きであるとか、児童・生徒がどう対応するか、児童・生徒にどう対応するかということが教職員のマニュアルが基本であります。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 それでは、学校内でのマニュアルなのかなというふうにしてお聞きしましたけれども、ミサイルを想定した訓練というのは、これはどういった訓練をなされているんですか。すみません、簡単に教えてください。

○議長 教育長。

○教育長 いろいろ隣の国から上がってきたりするわけですが、それが大体通学時間帯に及ぶことが多かったので、そういった場合にどう対応するかというような、大きな建物の陰に隠れるとか、そういったところくらいしかないんですが、あと、それをどういうふうに見守りするか、また、どういうふうに安全を確認するかとか、そういったことをいろんなことを対応しながら、何回か訓練をしながら修正を図っているというような状況であります。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 小さい子供からというか、小学生の低学年から中学校の生徒までということで、年代というか、学年に合わせた訓練等も必要かと思いますが、先生方の苦慮をされているところかなんていうふうに思われますが、やっぱり災害というか、いつどこで起きるか分からないこともあり、数回の訓練ではありますが、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。

また、体験を通した講座、これがやっぱり子供には身につくと思うんですけども、通常の訓練に加えて、自助、共助、公助の視点を持つ防災教育や人材育成というのは、これはどういうあれでしょうか。やっぱり講座、誰かに来ていただいて講演をしていただいたり、あとは体験を通した講習であったり、そういったイメージでなされておるわけですか。

○議長 教育長。

○教育長 お答えいたします。

まだ、開発途上でありますので、方法等が定まっているものではございません。

やはり発達段階がそれぞれ違いますので、まず小学校の基本は、自分の命は自分で守るということです。あと、やっぱりこういった避難所等の経験をしていくと、自分たちにできることは何かというような視点を持って考えたりというようなことでございます。

そういったところを、まだ体系的に全てまとめて学年ごとに対応するには相当数の時間を要しますので、全体の学校安全計画の中では、こういった避難訓練等含めて数時間しか実際にはないのが現状であります。そこでまとまったことを指導するというのはなかなか困難な状況ではあります。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 学校的にも時間がないという大変な時間を縫って、大切な指導というか、訓練をなさっているということは重々分かってはおりますけれども、やっぱり命に関わる大事な訓練だと思いますから、総合的な学習の時間を使いながら、ぜひ体験を通した学習、それをしていただきたい。

例えば、歩行の中でここが危ないだとか、やっぱり自分で歩いてこの場所が危険だとか、そういったところを知るだとか、あとは、高学年だと炊き出しもできるのかな。そんなものを体験するだとか、自主防の中にも入っていてもいいと思うんです。訓練の中に児童が入るとか、生徒が入るでもいいんでしょうが、そういった訓練。または応急処置、何かけがをしたときの応急処置を、消防署の方に来ていただいてちょっと体験をしていただくとか、

様々な訓練で学ぶことはできるのではないかなと思いますので、先ほども橋本議員のほうから、核のない平和教育などもありましたけれども、防災教育も大事と考えながら、時間を縫って教育に当たっていただきたい。もう一度教育長、よろしくお願いします、お願いします。

○議長 教育長。

○教育長 お答えいたします。

今おっしゃっていただいた例えば救急処置とかそういったところは、保健体育の時間等でカバーできるわけです。

教科と関連する内容については、細切れでそういった内容については十分できますが、避難訓練として、または安全教育として、1時間を使った学習課程で行うという時間が数時間というようなことなわけです。

それら合わせても、10時間には満たないわけですが、そういった教科関連を図りながら、学校教育全体を通じて安全意識の醸成を図っていきたいと考えております。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 昨年の情報ですけれども、県内最年少の防災士が出た。

教育長、ご存じですか。山形県で小学校6年生、最年少で防災士を取れたというニュースがありました。素晴らしいことだなと思います。

これも様々な防災に向けての、学校での講座ですとか学びの中で興味を持って、防災士の資格などを取ったのかなとか、取れたのかななんて思うと、こういうことが自分を守り、またはひいては、地域を守るような力にもなるということにつながっていくのではないかなというふうに思います。

ぜひ何かネットで検索してみてください。県内で、去年ですから今年はもう中学生ですが、そういう方がいらっしゃいました。

また、県のほうに、ジュニア防災検定とかジュニア防災養成講座というのが、県のほうの事業の中はあるでしょうか、ないですか。そういったジュニアに対する講座を県のほうで指導するようなことはないでしょうか、聞いていませんか。

○議長 教育長。

○教育長 私、山形県のほうではちょっと認識しておりません。

○議長 遠藤明子さん。

○4番 そうですと、全国的には、そういったジュニアの防災に関する講座で知識を学ぶというのが、たくさんとか、あちこちで開かれているということでございますので、本町で

も防災の教育、これについて子供たちのご指導、これからもどうぞよろしくお願いしたいと思います。

最後にですけれども、静岡県の三川郵便局の事例などがちょっとあったのでご紹介したいと思いますが、郵便局でジュニア防災士を育成しながら、県と連携をしながら、受講証というか、学んだことを、県のほうで賞状が出るというような取組を一生懸命やっていたらというように、静岡県でそういう取組がなされていたと。地域の自治体というか、または企業なども丸め込みながらというか連携しながら、防災についての意識の強さを感じたところでございます。

どうぞ、子供たちの安全・安心を、地域ぐるみでこれからも守っていければなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

私のほうからは、今日はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長 遠藤明子さんの一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 2時58分)